

第8編 福祉

児童福祉

保育所

保護者の就労・疾病・求職などの理由で保育の必要性が認められた家庭の乳幼児を預かり、保護者に代わって保育するため、令和6年4月時点で区立16園、私立67園（分園を除く）の認可保育所（幼保連携型・保育所型認定こども園含む）が設置されている。

令和6年4月の新規入所申込受付件数は、1,438件であった。

1 0歳児保育

認可保育所・認定こども園（保育所部分）83園中52園で実施しており、原則として7カ月以上児からの受け入れを行っている。うち、区立5園（桜川・八丁堀・浜町・月島・かちどき西保育園）および私立22園（まなびの森保育園銀座・アイグラン保育園新川・ミアヘルサ保育園ひびき八丁堀・にじいろ保育園小伝馬町・さくらさくみらい人形町・アイグラン保育園日本橋・アイグラン保育園水天宮・THREE STAR NURSERY 蛸殻町園・コビープリスクールはこぎき・さくらさくみらい東日本橋・保育所まあむ月島駅前園分園・月島聖ルカ保育園・まなびの森保育園勝どき・アスク勝どき保育園・ほっぺるランド新島橋かちどき・ニチイキッズさわやか勝どき6丁目保育園・ポピンズナーサリースクール晴海分園・さくらさくみらい晴海・小学館アカデミー晴海保育園本園・アスク晴海3丁目保育園、ポピンズナーサリースクールららテラス HARUMI FLAG・ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG

PORT VILLAGE 本園）においては、生後57日以上児からの産休明け保育を実施している。

2 発達促進保育

心身障害児およびこれに準ずる園児の健やかな発達を促進するため、子ども発達支援センターなどと連携し、発達などの課題を早期に発見・支援するとともに、適切に集団保育を行っている。

3 延長保育

1歳児クラス以上を対象に、午後6時30分から7時30分まで（一部を除く）、月極延長保育を実施している。

また、保護者の急な残業などに対応できるよう区内全認可保育施設において1日単位で利用できる「延長保育のスポット利用制度」を実施している。

医療的ケア児専用保育室の設置

日常的に医療的ケアが必要な乳幼児のうち、人工呼吸器による呼吸管理が必要など、他の区内認可保育施設での保育が困難な乳幼児に保育を提供するため、令和6年4月から区立明石町保育園において医療的ケア児専用保育室を設置している。

定 員 3人（令和7年度 4人 令和8年度 5人に拡大を予定）

対 象 2歳児から5歳児まで

保育時間 月～金曜日の午前9時から午後5時まで

認可保育所所在地および定員など

名 称		所在地・電話	延べ面積	定員	入所園児数（単位：人）						
					計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
				6,526	5,531	374	1,020	1,135	1,026	986	990
区	(小 計)			1,774	1,651	144	248	290	316	325	328
	桜 川 保 育 園	入船1－1－13 ☎ (3553) 0020	1510.15㎡	139	131	10	19	20	26	28	28
	明 石 町 保 育 園	明石町12－1 ☎ (3542) 0020	1306.89	128	124	10	19	23	23	24	25
	築 地 保 育 園	築地4－15－1 ☎ (3543) 3156	1045.90	123	105	11	17	19	18	17	23
	八 丁 堀 保 育 園	八丁堀4－5－10 ☎ (3537) 6551	798.34	79	74	5	9	16	15	15	14
	十 思 保 育 園	日本橋小伝馬町5－1 3階 ☎ (5651) 3915	1065.95	94	93	12	13	14	18	18	18
	堀 留 町 保 育 園	日本橋堀留町1－1－1 2階 ☎ (5641) 0125	852.15	81	80	9	12	12	16	15	16
	人 形 町 保 育 園	日本橋人形町2－14－5 ☎ (3669) 3450	1316.01	105	94	10	15	17	19	16	17
	日 本 橋 保 育 園	日本橋蛸殻町1－1－2 ☎ (3666) 9584	950.32	91	86	6	12	17	16	18	17
	浜 町 保 育 園	日本橋浜町3－37－1 ☎ (3668) 2353	1021.40	125	119	11	18	23	21	22	24
	つ く だ 保 育 園	佃2－2－2 ☎ (3531) 3595	1516.29	131	123	10	19	21	25	25	23
	月 島 保 育 園	月島2－10－3 ☎ (3531) 6933	1304.50	128	120	11	18	23	25	21	22
	か ち ど き 西 保 育 園	勝どき1－8－1 3階 ☎ (3534) 7681	1470.69	120	112	11	16	19	20	23	23
	勝 ど き 保 育 園	勝どき1－4－1 ☎ (3531) 5901	1479.49	143	128	9	20	21	22	29	27
	晴 海 保 育 園	晴海1－5－15 ☎ (3533) 1463	951.93	107	91	4	16	17	17	20	17
	京 橋 こ ど も 園	京橋2－17－7 ☎ (3564) 5531	1377.90	60	55	5	10	10	11	9	10
	晴 海 こ ど も 園	晴海2－4－31 ☎ (3534) 3551	1654.46	120	116	10	15	18	24	25	24
名 称		所在地・電話	延べ面積	定員	入所園児数（単位：人）						
					計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
私	(小 計)			4,752	3,880	230	772	845	710	661	662
	まなびの森保育園銀座	銀座1－12－6 ☎ (6264) 4645	1075.71	93	86	4	15	14	19	16	18
	ブライイト保育園東京入船	入船3－5－10 2階 ☎ (5540) 0190	259.32	40	29	－	8	8	3	5	5
	TKチルドレンズファーム湊校	湊1－2－9 1～4階 ☎ (6222) 9440	544.71	65	62	6	11	12	11	12	10
	ぼけっとランド明石町保育園	明石町7－15 2・3階 ☎ (5148) 1102	719.10	91	82	－	17	19	17	13	16
	さくらさくみらい 新富町	築地3－1－12 1～3階 ☎ (6260) 4838	470.38	28	23	－	10	10	3	0	0
	さくらさくみらい 築地	築地3－10－7 ☎ (6264) 1439	380.79	48	42	－	6	9	8	8	11
	太陽の子新川保育園	新川1－24－1 2階 ☎ (6222) 6611	523.60	95	55	－	10	11	6	15	13
	アイグラン保育園新川	新川1－26－9 1・2階 ☎ (5542) 0848	510.51	80	61	5	9	14	13	11	9
	ミアヘルサ保育園ひびき八丁堀	新川2－30－3 1～4階 ☎ (6262) 8715	666.64	80	64	5	13	13	11	13	9
	にじいろ保育園小伝馬町	日本橋小伝馬町13－7 1～4階 ☎ (3527) 2484	837.90	72	47	4	10	12	6	7	8
	ほっぺるランド日本橋堀留	日本橋堀留町2－8－4 1階 ☎ (6661) 7579	424.02	70	59	8	11	12	12	6	10
	さくらさくみらい 人形町	日本橋富沢町2－6 ☎ (6231) 0597	779.27	74	67	5	9	14	13	14	12
まちのてらこや保育園	日本橋富沢町4－1 1・2階 ☎ (6661) 2216	214.14	30	25	－	6	6	4	5	4	
アイグラン保育園日本橋	日本橋富沢町9－10 1階 ☎ (6264) 9465	431.98	60	54	9	9	9	8	9	10	

名 称		所在地・電話	延べ面積	定員	入所園児数（単位：人）						
					計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
私	かふう保育園日本橋	日本橋富沢町10-18 2階 ☎ (6661) 7087	403.61	70	55	5	10	12	9	11	8
	モニカ人形町園	日本橋人形町3-7-5 1~4階 ☎ (6264) 9244	404.26	60	47	—	8	12	11	4	12
	グローバルキッズ かきがら園	日本橋蛸殻町1-16-11 1・2階 ☎ (3666) 5411	258.94	45	36	—	8	7	9	8	4
	アイグラン保育園水天宮	日本橋蛸殻町1-29-9 1・2階 ☎ (6264) 9202	745.25	90	76	9	15	16	12	12	12
	キッズラボ水天宮前園 本	日本橋蛸殻町1-35-5 1・2階 ☎ (5643) 8484	272.39	56	29	—	2	7	5	8	7
	キッズラボ水天宮前園 分	日本橋蛸殻町1-25-7 1階 ☎ (5643) 8484	65.76								
	THREE STAR NURSERY 蛸殻町園	日本橋蛸殻町2-15-5 1~4階 ☎ (6661) 7945	995.92	110	97	8	18	22	18	16	15
	コピープリスクール はこぎ	日本橋箱崎町17-9 1・2階 ☎ (6661) 7046	494.38	70	70	6	12	12	13	13	14
	テンドーラビング保育園 東日本橋	東日本橋1-4-6 1・2階 ☎ (5825) 4324	459.55	70	54	—	7	13	7	12	15
	ミアヘルサ保育園ひびき 東日本橋	東日本橋1-5-13 1~4階 ☎ (5829) 8581	520.58	90	54	—	3	11	14	12	14
	ほっぺるランド東日本橋	東日本橋3-3-3 1~3階 ☎ (5962) 3841	502.29	72	57	5	11	13	13	9	6
	さくらさくみらい 東日本橋	東日本橋3-6-15 ☎ (6661) 9939	491.41	58	50	5	10	10	9	8	8
	ナーサリールーム ベリーベアー日本橋	日本橋久松町9-4 ☎ (5847) 4067	508.66	70	68	—	12	13	15	14	14
	A I A I NURSERY 日本橋浜町	日本橋浜町1-9-12 2階 ☎ (5829) 5815	383.48	50	37	4	8	5	6	5	9
	キッズハウス浜町公園 本	日本橋浜町2-44-4 1・2階 ☎ (6264) 9870	177.61	48	33	0	5	8	5	7	8
	キッズハウス浜町公園 分	日本橋浜町2-29-6 1階 ☎ (6264) 9177	218.74								
	グローバルキッズ浜町園	日本橋浜町3-40-3 1・2階 ☎ (6661) 7287	450.55	40	21	—	5	7	4	5	0
	EDO日本橋保育園	日本橋3-15-10 ☎ (6262) 5971	603.03	60	53	5	11	11	10	7	9
	ほっぺるランド茅場町	日本橋茅場町2-16-6 ☎ (6810) 7630	467.01	60	32	—	7	12	3	6	4
	さくらさくみらい 佃	佃1-4-8 ☎ (5547) 4139	444.08	49	32	—	6	5	3	6	12
立	さくらさくみらい つくだ大通り	佃1-10-7 1~3階 ☎ (5859) 5139	519.02	50	20	—	4	9	7	0	0
	ほっぺるランド 佃	佃1-11-8 2階 ☎ (3532) 5230	683.88	92	59	6	12	13	7	10	11
	保育所まあむ 月島駅前園本園	佃2-10-9 1階 ☎ (3520) 8600	170.02	69	51	5	8	13	7	7	11
	保育所まあむ 月島駅前園分園	月島1-3-14 1階 ☎ (5166) 7541	156.85								
	みちてる保育園	佃2-22-2 ☎ (3531) 8809	821.22	64	56	3	9	11	11	11	11
	ほっぺるランド 相生橋つくだ	佃3-2-11 1~3階 ☎ (3520) 9301	628.68	40	18	—	9	6	2	1	0
	ほっぺるランド 佃大橋	月島1-1-13 1・2階 ☎ (5859) 0571	491.56	50	23	—	0	7	5	6	5
	太陽の子月島保育園	月島1-5-2 2階 ☎ (5547) 8343	540.91	95	78	8	16	16	13	13	12
	アンジェリカ月島保育園	月島2-13-5 1~3階 ☎ (6204) 9344	609.89	100	81	—	19	20	15	11	16
	クオリスキップ月島保育園	月島3-16-1 1~3階 ☎ (6910) 1417	565.52	60	39	—	9	14	9	5	2
	月島雲母保育園	月島3-26-11 1階 ☎ (6864) 9810	393.77	60	54	3	11	11	9	11	9
	さくらさくみらい 東仲通り	月島4-3-14 ☎ (5534) 9439	524.89	68	40	—	8	6	9	7	10
	さくらさくみらい月の岬	月島4-4-11 ☎ (3520) 9833	416.12	65	49	—	11	10	9	10	9
	月島聖ルカ保育園	月島4-5-8 ☎ (3533) 6231	729.70	99	90	9	18	17	18	10	18
	勝どきちとせ保育園	勝どき2-16-3 ☎ (3536) 1233	524.58	80	67	6	12	12	8	16	13

名 称		所在地・電話	延べ面積	定員	入所園児数（単位：人）						
					計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
私	まなびの森保育園勝どき	勝どき3-3-7 2階 ☎(6220) 8786	379.93	70	76	6	13	14	14	14	15
	ほっぺるランド勝どき	勝どき3-4-4 ☎(5859) 0450	897.73	130	103	7	20	22	20	17	17
	ほっぺるランド 清澄通り勝どき	勝どき3-7-2 ☎(6910) 1640	668.53	80	48	—	15	14	14	4	1
	さくらさくみらい パークタワー勝どき	勝どき4-6-2 2階 ☎(6204) 2039	302.82	30	28	—	10	7	6	3	2
	さくらさくみらい 勝どき	勝どき4-8-4 ☎(6910) 1039	548.71	40	36	—	12	12	9	2	1
	アスク勝どき保育園	勝どき4-8-14 ☎(3536) 7402	461.89	74	70	9	12	12	11	13	13
	ベネッセ勝どき保育園	勝どき5-1-17 2階 ☎(3534) 7661	275.01	45	38	—	9	8	7	8	6
	ほっぺるランド 新島橋かちどき	勝どき5-2-15 1・2階 ☎(6228) 2250	790.38	114	97	9	18	15	19	16	20
	勝どきえほん保育園	勝どき6-1-9 ☎(6204) 2401	672.00	90	71	—	15	16	13	14	13
	ニチイキッズさわやか 勝どき6丁目保育園本園	勝どき6-3-1 3階 ☎(3531) 8854	575.01	105	83	9	18	17	13	17	9
	ニチイキッズさわやか 勝どき6丁目保育園分園	勝どき4-13-8 ☎(6219) 6461	423.92								
	太陽の子 晴海トリトン保育園	晴海1-8-2 3階 ☎(6228) 2085	377.36	49	44	—	9	10	7	8	10
	ポピンズナーサリースクール 晴海本園	晴海2-1-40 2階 ☎(5547) 8487	290.96	96	91	6	18	18	14	17	18
	ポピンズナーサリースクール 晴海分園	晴海2-3-2 1階 ☎(6204) 2384	186.37								
	さくらさくみらい 晴海	晴海2-5-24 1階 ☎(3520) 9811	157.83	26	20	2	10	8	—	—	—
立	小学館アカデミー 晴海保育園本園	晴海3-6-8 2階 ☎(5547) 5717	298.2	78	73	9	12	12	11	14	15
	小学館アカデミー 晴海保育園分園	晴海2-2-42 1階 ☎(5547) 0127	201.06								
	アスク晴海3丁目保育園	晴海3-10-1 1階 ☎(5547) 8019	263.89	45	42	5	8	8	8	5	8
	ポピンズナーサリースクール ららテラス HARUMI FLAG	晴海5-2-31 3階 ☎(5534) 9516	1001.22	118	116	9	27	27	25	16	12
	ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE本園	晴海5-3-2 1階 ☎(6204) 2027	987.98	141	141	12	36	36	30	14	13
	ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE分園	晴海5-3-1 1階 ☎(6228) 2005	336.16								
	昭和こども園	八重洲2-1-4 2・3階 ☎(5542) 1731	904.19	58	45	—	12	12	7	11	3
	阪本こども園	日本橋兜町15-18 1階 ☎(6661) 1176	831.56	72	72	—	12	15	15	15	15
	小学館アカデミー 勝どきこども園	勝どき1-3-1 2階 ☎(5547) 8550	969.28	105	104	14	18	18	18	18	18
	渋谷教育学園 晴海西こども園	晴海4-8-1 1・2階 ☎(6204) 2620	3390.34	100	100	—	20	20	20	20	20

◎認定こども園の定員および入所園児数は長時間・保育所部分のみ記載。

認定こども園（短時間・幼稚園部分）園児数

名 称		定員	入所園児数（単位：人）			
			計	3歳児	4歳児	5歳児
		235	223	80	73	70
区 立	京橋こども園	9	7	1	3	3
	晴海こども園	30	26	8	9	9
私 立	昭和こども園	15	9	1	4	4
	阪本こども園	45	45	15	15	15
	勝どきこども園	6	5	1	2	2
	渋谷教育学園 晴海西こども園	130	131	54	40	37

私立認可保育所への助成など

区内の私立認可保育所の運営事業者に対して委託費を支払う他、運営費および家賃を助成するとともに、保育ニーズの増加に対応するため、区内に認可保育所を開設する事業者に対してその開設準備経費の一部助成を行う。また、区有地の提供を行っている。

認証保育所への助成

多様化する保育ニーズに対応するため、認証保育所を運営する事業者に対して運営費助成および家賃助成を行っている。

認定こども園への助成など

保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもに対して教育と保育を一体的に提供することを目的として私立認定こども園を運営する事業者に対して施設型給付費を支払うとともに運営費助成および家賃助成を行っている。

また、保育ニーズの増加に対応するため、区内に認定こども園を開設する事業者に対してその開設準備経費の一部助成を行う。

認証保育所所在地および定員など

名称	所在地	定員	開設日
ポピンズ ナーサリー スクール京橋	銀座1-25-3 ☎ (3538) 2101	40人	平成19年 9月1日
グローバル キッズ新川園	新川2-16-10 ☎ (3553) 4141	40	平成22年 6月1日
アスク バイリンガル 保育園 人形町駅前	日本橋人形町3-4-14 ☎ (5649) 8019	40	平成18年 10月1日
グローバル キッズ 水天宮前園	日本橋箱崎町44-7 ☎ (3662) 1717	40	平成19年 9月1日
ニチイキッズ さわやか 日本橋浜町 保育園	日本橋浜町3-3-1 ☎ (3249) 7141	25	平成17年 10月1日
マミーズ エンジェル 月島保育園	月島1-2-13 ☎ (3534) 8288	33	平成17年 12月1日
ちゃいれつく 月島駅前 保育園	月島1-3-2 ☎ (5548) 2308	50	平成16年 8月1日
さくらさく みらい月島	月島2-18-2 ☎ (6225) 0239	27	平成23年 3月1日
ピノキオ 幼児舎 月島園	月島4-18-3 ☎ (3532) 5370	20	平成18年 10月1日
ニチイキッズ さわやか プラザ勝どき 保育園	勝どき1-1-1 ☎ (3532) 6730	60	平成16年 6月1日
アスク晴海 保育園	晴海1-8-16 ☎ (5546) 1325	60	平成17年 10月1日

認証保育所保育料の補助

月の初日現在に東京都認証保育所に乳幼児を預け、月極契約を結んでいる保護者（仕事や病気などの理由により保育が必要な方に限る）に対し、その経済的負担を軽減するため、対象施設に支払っている月額保育料と認可保育所に在園した場合の月額保育料の差額に応じて、保育料の一部を補助している。

補助金額（月額）**・0歳児から2歳児クラスまでの世帯**

保育料の差額に応じて上限64,000円の範囲で全額補助

・3歳児から5歳児クラスまでの世帯

認証保育所の保育料	補助金額（月額）	
	第1子	第2子以降
1円以上37,000円未満	認証保育所の保育料	
37,000円以上40,000円未満	37,000円	
40,000円以上45,000円未満	40,000円	40,000円
45,000円以上50,000円未満		45,000円
50,000円以上	50,000円	

なお、0歳児から2歳児クラスまでの非課税世帯および3歳児から5歳児クラスまでの世帯は施設等利用給付認定を受けた場合に限る。

3歳児から5歳児クラスについては、令和8年度まで現行の制度とし、令和9年度からは子育てのための施設等利用給付分（上限37,000円）のみ支給する。

子育てのための施設等利用給付

無償化の確認を受けた認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、居宅訪問型保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する乳幼児のうち、施設等利用給付2・3号認定（保育の必要性の認定）を受けた保護者に対して、利用料の一部を給付し経済的負担の軽減を図っている。

給付額 0～2歳児クラス（非課税世帯） 月額42,000円
3～5歳児クラス 月額37,000円

認可外保育施設保育料補助

認可外保育施設を利用する多子世帯の保護者に対して、その経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助する。

対象者 月の初日時点に対象となる認可外施設の0歳児から2歳児クラスまでに在籍する第2子以降の幼児の保護者であって、子育てのための施設等利用給付を受けていない者（仕事や病気などの理由により保育が必要な方に限る）

補助額 月額上限 42,000円

保育所等副食費の無償化

保育所等における副食費の徴収などに係る事務負担の軽減を図ることを目的に、令和5年4月から副食費の無償化を実施している。

無償化の対象範囲 認可保育所、認定こども園、認証保育所（1号認定を除く）

小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下保育を行う事業であり、区が認可した地域型保育事業である。

運営事業者に対し地域型保育給付費の支払いを行う。

小規模保育事業所所在地および定員

名 称	所在地	定員	開設日
キャリア保育園八丁堀	湊1-2-2 1階 ☎(6228) 3426	18人	平成27年 4月1日

事業所内保育事業

会社の従業員用の保育施設で、地域の子どもを受け入れる地域枠を設け一緒に保育する事業であり、区が認可した地域型保育事業である。

運営事業者に対し地域型保育給付費の支払いを行う。

事業所内保育事業所所在地および定員

名 称	所在地	定員 ()内は地域 枠の定員数	開設日
Kuukids (クーキッズ)	銀座1-19-7 1階 ☎(5524) 2867	37(12)人	平成27年 4月1日

居宅訪問型保育事業

医療的ケアが必要な乳幼児に対して、集団保育が著しく困難と認められる場合や認可保育所の入園が待機となっている場合に、乳幼児の居宅などにおいて保育者による1対1の保育を行う事業である。

運営事業者に対し地域型保育給付費の支払いを行う。

運営事業者	所 在 地	定員 (利用者数)	事業実施日
認定NPO法人フローレンス	千代田区神田神保町1-14-1 4階	(3人)	平成29年 7月1日
(株)ポピンズファミリーケア	渋谷区広尾5-6-6 5階	30人	平成31年 4月1日

保育所等巡回指導・指導検査の実施

認可・認証保育所および地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）において、保育士による巡回指導を実施するとともに、子ども・子育て支援法に基づく指導検査を実施している。また、認可外保育施設等に対しては巡回指導を実施している。

巡回指導 (令和5年度)

区 分		園数 事業者数	実施 回数
名 称			
計		124	906
認可 保育施設	私立認可保育所	62	583
	区立・公設民営保育所	16	58
	小規模・事業所内保育所	2	18
認可外 保育施設	認証保育所	12	96
	その他	32	151

指導検査 (令和5年度)

区 分		件数
名 称		
計		71
認可 保育施設	私立認可保育所	59
	公設民営保育所	5
	小規模・事業所内保育所	2
認可外 保育施設	認証保育所	5

保育活動推進事業

保育における安全対策、保育環境や質の向上のため、私立認可・認証保育所および地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）へのAEDの設置や遊び場を確保するとともに、令和3年度から私立認可保育所などの園児がのびのびと外遊びができるよう、近隣の比較的広い公園までのバス送迎を実施している。

体験保育

保育所に入所していない未就学児と保護者を対象に、保育園児と一緒に遊び、子どもの成長を確認するとともに、育児について相談ができる体験保育を全区立認可保育施設で平成12年12月から行っている。

児童手当

家庭などにおける生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給している。

児童手当支給月額一覧

所得制限額未満	3歳未満	一律	15,000円
	3歳～小学生	第1子・第2子	10,000
		第3子以降	15,000
	中学生	一律	10,000
所得制限額以上 所得上限額未満	0歳～中学校修了	一律	5,000
所得上限額以上	支 給 無 し		

児童手当受給世帯数および児童数
(令和6年3月31日現在)

受給世帯数	9,171世帯
受給対象児童数	14,512人

児童育成手当

児童福祉施策の一つとして、次代の社会を担う児童の健全な育成を図るために、「中央区児童育成手当条例」に基づき、昭和44年12月から児童育成手当（育成手当・障害手当）を支給している。

児童育成手当の内容

手当の種類	受 給 資 格 者	手当額 (1人につき)
育成手当	18歳になった年度の末日までの児童を扶養するひとり親家庭等の父または母もしくは養育者	月額 13,500円
障害手当	20歳未満の障害児（おおむね身体障害者手帳1・2級程度または愛の手帳1～3度程度、あるいは脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童）を扶養する父または母もしくは養育者	月額 15,500円

◎各手当は、それぞれの受給資格に該当する場合に併給される。

児童育成手当受給世帯数および児童数
(令和6年3月31日現在)

受 給 世 帯 数		824世帯
受 給 対 象 児 童 数		1,086人
手 当 の 種 類	育 成 手 当	1,064
	障 害 手 当	16
	育 成 ・ 障 害 手 当 併 給	6

児童扶養手当

児童福祉の増進を目的として「児童扶養手当法」に基づき、ひとり親家庭または配偶者に重度の障害がある場合で、18歳になった年度の末日までの児童（政令で定める程度の障害のある場合は20歳未満）を扶養する父または母もしくは養育者に、児童扶養手当を支給している。

令和6年3月31日現在 受給世帯数 548世帯

子ども医療費助成

子どもの健やかな成長と子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、18歳になった年度の末日までの児童について、通院・入院に係る保険診療の自己負担分と入院時食事療養標準負担額を助成している。

医療証交付状況（令和6年3月31日現在）

乳幼児医療証（0～6歳）	12,547人
子ども医療証（小・中学生）	13,778人
高校生等医療証	2,933人

出産支援

平成18年度から、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、出産支援事業を実施している。

妊娠中の方に対し、病院の通院などに必要な交通費として出産支援祝品（タクシー利用券10,000円分）を贈呈している。令和4年度から、母体への負担が特に大きく、単胎児を妊娠した場合と比べると通院回数が多い傾向にある多胎児を妊娠した方に対し、10,000円分を追加し、20,000円分を贈呈している。

また、新生児の誕生に際しては、新生児誕生祝品（区内共通買物・食事券30,000円分）を贈呈している。

ひとり親家庭・女性

ひとり親家庭（父子および母子家庭）や女性の福祉の増進を図るため、次のような事業を実施している。

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の父または母等および児童（18歳になった年度の3月31日まで。「児童扶養手当法施行令」で定める程度の障害のある場合は20歳未満）に、保険診療の自己負担分（住民税課税世帯はその一部）を助成し、その自立と家庭生活の安定を支援することを目的とするもので、平成2年4月1日から実施している。

令和6年3月31日現在 医療証交付世帯数 534世帯、
対象者数 543人

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

義務教育修了前の児童を有するひとり親家庭において、就職活動などのため一時的に家事などの日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣している。

令和5年度 派遣世帯数 8世帯、派遣回数 181回

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の休養とレクリエーションのため、区民施設の伊豆高原荘および区民健康村「ヴィラ本栖」の他、民間の宿泊施設を指定し、年度内1泊の宿泊費を補助している。

なお、物価高騰における家計の負担の軽減を図るため、新生児に20,000円分を追加し、50,000円分を贈呈している。
贈呈者数（令和5年度）

タクシー利用券 2,124人

区内共通買物・食事券 1,799人

親子で親しむ浜離宮事業

「浜離宮花と緑の集い」最終日の翌日から、1年を通じて季節ごとの花が咲き、緑あふれる浜離宮恩賜公園で自然に親しみ、親子でゆったりとした時間を満喫してもらうために「乳幼児医療証」または「子ども医療証」の提示により、中学生以下の子ども1人につき同伴者2人までの入園料が無料となる。

入園者数（令和5年度） 子ども 1,240人 一般 1,529人

子ども・子育て支援事業計画の推進

令和2年3月に策定した「第二期中央区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、需要に見合った教育・保育施設の利用定員確保および地域子ども・子育て支援事業の取り組みを進めるとともに、区の附属機関である「中央区子ども・子育て会議」（委員一覧は419頁参照）において、実施状況の点検・評価を行っていく。

また、令和5年度には「中央区子育て支援に関するニーズ調査」および「中央区ひとり親家庭実態調査」を行った。

また、日帰り施設として東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、東京ドームシティ、サンリオ・ピューロランド、東京サマーランド、キッザニア東京を指定し、年度内1回の補助を行っている。

令和6年度から、7月から8月までに実施された観劇やスポーツ観戦に係る興行入場券の購入費用を補助している。

ひとり親家庭休養ホーム利用状況（令和5年度）

種 別	計	宿泊施設	日帰り施設
世帯数	248世帯	52	196
人 数	512人	124	388

ひとり親家庭相談

母子・父子自立支援員を置き、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言・指導を行っている。

相談日時 毎日（土・日曜日、祝日および年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時

☎（6278）8403

ひとり親家庭相談状況 (令和5年度)

種 別	件 数
計	433件
休 養 ホ ー ム	267
母 子 及 び 父 子 福 祉 資 金	127
生 活 一 般	20
生 活 援 護	18
児 童 ・ そ の 他	1

母子生活支援施設

児童を扶養し、生活上の問題を抱えている母子家庭について、家庭の状況を調査した上、母子生活支援施設への入所を行うことにより、児童の健やかな養育を図っている。

令和6年3月31日現在 入所世帯数 6世帯

母子父子寡婦団体への助成

母子家庭、父子家庭および女性の経済的、社会的地位の向上ならびに福祉の増進を図るため、中央区ひとり親家庭福祉協議会に補助金を交付するとともに、団体の育成を行っている。

入院助産

入院して分娩^{ぶんべん}する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、助産施設への入所を行っている。

令和5年度 入所者数 3人

女性相談

女性相談支援員を置き、保護を要する女性の発見に努め、各種相談および指導を行い、必要に応じて東京都女性相談支援センターに一時保護を依頼するなど適切な支援を行っている。

相談日時 毎日(土・日曜日、祝日および年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時

☎ (6278) 8403

令和5年度 201件

家庭相談

家庭相談員を置き、家庭生活における人間関係などの諸問題について相談に応じている。

相談日時 毎日(土・日曜日、祝日および年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時

☎ (6278) 8403

家庭相談状況 (令和5年度)

件 数		合 計	男	女
		54件	12	42
人間関係	夫 婦	13	2	11
	親 子	3	1	2
	嫁 し ゅ う と	2	0	2
	親 族	2	0	2
	そ の 他	22	7	15
法律関係	養 育	1	0	1
	扶 養	0	0	0
	離 婚	4	0	4
	住 宅	1	0	1
	相 続	0	0	0
	そ の 他	6	2	4

母子及び父子福祉資金貸付

「東京都母子及び父子福祉資金貸付条例」に基づき、母子家庭および父子家庭の経済的な自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため資金の貸し付けを行っている。

令和5年度 母子 36件 24,559,714円

父子 2件 498,600円

ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の父または母の就業を支援するため、指定の教育訓練講座を修了した場合は、その経費の一部を自立支援教育訓練給付金として支給している。

また、看護師、調理師や介護福祉士などの資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合には、高等職業訓練促進給付金を支給している。

令和5年度 自立支援教育訓練給付金支給者数 0人

高等職業訓練促進給付金支給者数 5人

子どもの学習・生活支援事業

児童扶養手当・就労援助・生活保護受給世帯の小学校4年生から高校生世代までの子どもを対象とした「子どもの学習・生活支援事業」を実施している。(事業内容および令和5年度実績は222頁参照)

養育費確保支援事業

母子・父子家庭の生活の安定と児童の福祉増進を図るため、養育費の確保に向けた支援として、令和5年度から養育費の取り決めに関する公正証書などの作成、ADRの利用および養育費保証契約の締結に係る費用を補助している。

令和5年度 公正証書等作成費補助 9件

ADR 利用料補助 0件

養育費保証料補助 0件

母子及び父子福祉資金の種類と貸付限度額

資金の種類	母子及び父子福祉資金		
	貸付限度額		利子
事業開始資金		3,470,000円	無利子（※）
事業継続資金		1,740,000	〃（〃）
技能習得資金	月額	68,000	〃（〃）
	（運転免許）	460,000	〃（〃）
修業資金	月額	68,000	〃（〃）
	（運転免許）	460,000	〃（〃）
就職支度資金		105,000	〃（〃）
住宅資金		1,500,000	〃（〃）
転宅資金		260,000	〃（〃）
医療介護資金	医療	340,000	〃（〃）
	介護	500,000	〃（〃）
生活資金	医療介護・生活安定・失業期間中	月額 108,000	〃（〃）
	技能習得期間中	〃 141,000	〃（〃）
	家計急変	児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内	〃（〃）
結婚資金		320,000	〃（〃）
修学資金	月額	27,000	無利子
		～183,000	〃
就学支度資金	小学校	64,300	〃
	中学校	81,000	〃
	高校以上	160,000	〃
		～590,000	〃

◎（※）は、原則、連帯保証人を立てると無利子、連帯保証人を立てないと年1.0%の利子

子ども家庭支援センター「きらら中央」

所在地 明石町12-1

☎ (3542) 6321 FAX (3542) 6329

構造 地上6階地下1階建て（中央区保健所等複合施設）の4階部分

開館日 毎日（祝日、年末年始を除く）

子ども家庭支援センターは、平成19年9月3日に開設し、子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要により専門機関やサービスの紹介、調整を行う他、子育て交流サロン「あかちゃん天国」、トワイライトステイ、一時預かり保育などのサービス提供、子育てに関する情報提供などの事業を実施している。令和6年7月に中央区保健所等複合施設4階に移転し、相談機能を強化するとともに、これまでの施設は子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室として、一時預かり保育などのサービス提供を継続している。

子どもと子育て家庭の総合相談

養護相談、育成相談、虐待相談、非行相談など、子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じながらサービスの調整を行い、必要により関係機関への連絡、紹介を行う。

相談時間 午前9時～午後5時 ☎ (3542) 6322

中央区要保護児童対策地域協議会

要保護児童などの早期発見と迅速かつ的確な対応および継続的な支援を行うため平成19年12月1日から中央区要保護児童対策地域協議会を設置している。子ども家庭支援センターが地域における支援の中核として調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに個別ケース検討会議や実務者会議などを開催している。

さらに児童虐待についての情報を集約するため、センターに児童虐待情報専用電話（愛称名 子どもほっとライン）を設置している。

子どもと子育て家庭の総合相談件数（実数） （令和5年度）

種 別	計	養護(虐待含む)	保 健	障 害	非 行	育 成	その他
件 数	1,011件	781	1	8	15	192	14

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時
☎（3542）6328

一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭などの理由により一時的に乳幼児（生後57日～未就学児）を預かる「一時保育」と、保護者の出産や入院などの緊急の理由により原則30日を限度に乳幼児を預かる「緊急保育」の2つの事業がある。

利用時間 午前9時～午後5時
実施場所 子ども家庭支援センター勝どき分室
子ども家庭支援センター日本橋分室
子ども家庭支援センター十思分室
利用料金 一時保育 1時間 800円
緊急保育 1日 2,000円（減免あり）
令和5年度 一時保育 9,680件
緊急保育 136件

トワイライトステイ

保護者が仕事などの理由により帰宅が夜間になる場合に、児童（2歳～小学校6年生）を預かる。

利用時間 午後5時～10時
実施場所 子ども家庭支援センター勝どき分室
利用料金 1回2,000円（減免あり）
食 事 代 1食400円（持ち込みも可）
令和5年度 360件

子どもショートステイ

保護者が疾病などにより養育に困難が生じた場合に、区が委託した乳児院や児童養護施設または協力家庭で児童を預かる。

	対象	利用期間	利用料金	定員
乳児院	原則生後57日目～3歳	原則7日（6泊7日）以内	1泊2日6,000円（以降1日増えるごとに3,000円加算）※減免あり	各1人
児童養護施設	2歳～中学校3年生			
協力家庭	2歳～小学校6年生	原則3日（2泊3日）以内		

令和5年度 23件

緊急一時保育援助事業

保護者の入院などの理由により、家庭での保育が一時的に困難になったときに、区と契約した事業者から保育員（ベビーシッター）の派遣を行う。

対象児童 区内在住の生後0カ月から就学前までの乳幼児

利用日 月～土曜日（祝日、年末年始を除く）
利用期間 原則として1カ月以内
利用時間 午前8時～午後6時の間で2時間以上9時間以内
令和5年度 利用実績なし

病児・病後児保育

入院加療の必要のない病中または病気回復期で区内在住の児童を保護者が家庭で看護することができないとき、区が委託する医療機関または認証保育所による病児・病後児保育室で預かる事業を実施している。

利用日 月～金曜日（祝日、年末年始、入室前診断実施医療機関の臨時休業日を除く）
利用時間 午前9時～午後5時30分
対象児童 生後7カ月～小学校3年生
委 託 先 （病児・病後児保育）
聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリー
利用定員 1日6人
病児・病後児保育室 ゆめみらい
利用定員 1日6人（病後児保育）
ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園
利用定員 1日4人
勝どき小児クリニック
利用定員 1日6人
利用料金 1日2,000円（助成制度あり）
令和5年度 1,637人

育児支援ヘルパー

妊娠中または出産後で育児や家事の支援を必要としている家庭に対し、区と契約した事業者からヘルパーを派遣することにより、母親の負担を軽減し、家庭における安定した子育てを支援する。

対象家庭 区内在住で、育児や家事の支援を必要とする
出産前（母子健康手帳交付時）から出産後6カ月に達するまでの乳児がいる家庭
派遣日数 1回の妊娠につき15日（日曜日、祝日、年末年始を除く）、別途、出産後の多胎児対応あり
派遣時間 1日につき午前8時～午後6時の間で2時間または3時間
令和5年度 66人 496日
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
一時的な保育が必要な保護者や共同保育（ベビーシッ

ターと家庭内で一緒に保育を行うこと）を必要とする保護者に対し、ベビーシッターによる居宅訪問型の一時預かり保育の利用料を1時間当たり2,500円、児童一人当たり月12時間（多胎児の場合は児童一人当たり月24時間）を上限に助成している。

令和6年7月利用分から、児童1人当たり月20時間（多胎児の場合は児童1人当たり40時間）に上限を引き上げるとともに緊急対応枠を創設。

対象児童 満6歳に達する年度の末日までの児童
利用日時 毎日 午前7時～午後10時
令和5年度 2,415件
ファミリー・サポート・センター事業

子育て家庭の支援を図るため、「ファミリー・サポート・センター事業」を平成13年10月から中央区社会福祉協議会に委託して実施している。

育児の援助を受けたい者（依頼会員）と行いたい者（提

供会員）による会員組織を設置し、保育園への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する体制を整えている。

令和5年度 1,779回
依頼会員 1,720人 提供会員 254人
両方会員 92人（令和6年3月31日現在）

地域活動室の貸し出し

子育て支援に関する活動を行っている人やグループ、団体などを支援するため、無料で貸し出している。

貸出時間 午前9時～午後10時
令和5年度 3件 9人

情報交流室

パンフレットや雑誌、掲示物などで子育てに関するさまざまな情報を発信している。また、事故予防に関するパネルやグッズを展示し、安全な育児に関する意識啓発を行っている。

放課後対策

学童クラブ

放課後帰宅しても、保護者の仕事や疾病などの理由により、家庭で適切な保護育成を受けられない児童を、危険のないように保護し、生活指導などを行っている。

1 児童館学童クラブ

実施場所 区立児童館（8館）
利用対象 区立小学校に在籍している児童または区内に居住し、区の区域外の小学校に在籍している児童

学童クラブ名	定員（クラブ数）	利用可能人数
築地学童クラブ	40人（1）	50人
新川学童クラブ	80（2）	100
堀留町学童クラブ	45（1）	55
浜町学童クラブ	40（1）	50
佃学童クラブ	100（2）	125
月島学童クラブ	90（2）	110
勝どき学童クラブ	100（2）	125
晴海学童クラブ	120（3）	140

2 学校内学童クラブ

実施場所 京橋築地小学校、月島第一小学校、豊海小学校、晴海西小学校
利用対象 当該小学校に在籍している児童または当該小学校学区内に居住する児童

学童クラブ名	定員（クラブ数）	利用可能人数
京橋築地小学学童クラブ	65人（2）	65人
月島第一小学学童クラブ	60（2）	60
豊海小学学童クラブ	85（2）	85
晴海西小学学童クラブ	180（4）	180

◎利用可能人数については、臨時的な措置によるものである。
◎晴海学童クラブについては、臨時的に3クラブで実施する。

子どもの居場所「プレディ」

放課後の児童の健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせるよう、小学校の施設を活用した「プレディ」を開設している。

実施場所 区立小学校（城東、泰明、常盤、阪本を除く）
利用対象 区立小学校に在籍している児童または区内に住所を有する児童

プレディ名	登録人数
プレディ中央	173人
プレディ明石	272
プレディ京築	182
プレディ明正	174
プレディ日本橋	231
プレディ有馬	312
プレディ久松	380
プレディ佃島	218
プレディ月一	153
プレディ月二	223
プレディ月三	210
プレディ豊海	240
プレディ晴海西	272
合計	3,040

プレディプラス事業

区立小学校内に学童クラブを設置し、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童が、放課後に使用できる教室を活用し職員の見守りのもと一緒に過ごし、全ての児童が放課後を安全に安心して過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができる環境を整えている。

実施校 京橋築地小学校、月島第一小学校、豊海小学校、晴海西小学校

民設民営学童クラブへの補助等

学童クラブの待機児童数の増加や今後の晴海地区の人口増加を踏まえ、民設民営の学童クラブを区に誘致するため、区内に民設民営学童クラブを開設する事業者に対して、開設および運営に要する経費の一部補助を行っている。

名 称	所 在 地	電 話	定 員
ベネッセ学童クラブ月島	月島3-7-12 THE CITY 月島 2 F	(3532) 6378	1 クラブ 40人
ベネッセ学童クラブ晴海	晴海4-6-5 3 F	(5859) 0721	3 クラブ 88人

児童館

区内の18歳までの児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として8カ所の児童館を設置している。

各児童館では、子ども家庭支援センターのサテライトとして子育て相談を行うほか、工作教室やスポーツ教室、夏まつり、児童館まつりなどの行事を開催し地域ぐるみで児童の健全育成を図っている。

利用時間 築地・浜町・月島児童館

午前9時～午後5時

新川・堀留町・佃・勝どき・晴海児童館

午前9時～午後8時（ただし、小学生以下は午後5時まで）

休 館 日 祝日（こどもの日を除く）、年末年始

1 乳幼児クラブ

さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事を通して、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深めるため全館で実施している。

対 象 区内在住で、保育園、幼稚園に入園していないお子さんと保護者

（主に0歳児から2歳児の乳幼児と保護者）

2 子育て交流サロン「あかちゃん天国」

親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関するさまざまな情報提供や育児に必要な助言を行っている。

区内児童館のうち、築地児童館・新川児童館・堀留町児童館・浜町児童館・月島児童館・晴海児童館の6カ所に設置しているほか、子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室にも設置している。児童館に設置している「あかちゃん天国」では小学生が乳幼児との交流を通し、生命の大切さを学ぶ「キッズボランティア」を実施している。

利用時間 午前9時～午後5時

対 象 乳幼児（0歳から3歳になった最初の3月31日まで）とその保護者、妊娠中の方

令和5年度 147,373人、相談件数 870件

児童館所在地および施設

名 称	施 設
築地児童館 築地 7-9-17 ☎ (3544) 0127	1階 ホール (117.3㎡)、図書室 (46.8㎡) 2階 音楽遊戯室 (82.5㎡)、学童クラブ室 (46.8㎡)、子育て交流サロン (124.0㎡) その他 (376.52㎡) 計 793.92㎡
新川児童館 新川 2-13-4 ☎ (3553) 2084	5階 多目的ホール (178.81㎡)、遊戯室・集会室 (142.20㎡)、図書・自習コーナー (178.67㎡)、工作室 (46.98㎡)、子育て交流サロン (129.70㎡)、幼児室 (51.77㎡)、情報交流室 (51.89㎡) 6階 学童クラブ室 (122.96㎡) その他 (936.08㎡) 計 1,839.06㎡
堀留町児童館 日本橋堀留町 1-1-1 ☎ (3661) 8937	6階 工作・サークル室 (79.8㎡)、音楽スタジオ (28.9㎡)、図書室 (52.5㎡)、学童クラブ室 (57.4㎡)、子育て交流サロン (160.6㎡) 7階 児童多目的ホール (153.0㎡) その他 (451.2㎡) 計 983.4㎡
浜町児童館 日本橋浜町 3-37-1 ☎ (3669) 3386	3階 ホール (126.4㎡)、音楽遊戯室 (76.7㎡)、図書室 (19.0㎡)、学童クラブ室 (50.3㎡)、子育て交流サロン (150.8㎡) その他 (300.6㎡) 計 723.8㎡ 屋上運動場 (288.0㎡)
佃児童館 佃 1-11-1 ☎ (3531) 7811	2階 音楽スタジオ (26.0㎡)、図書室 (31.0㎡)、幼児室 (46.0㎡) 3階 音楽遊戯室 (73.0㎡)、工作室 (40.0㎡)、学童クラブ室 2室 (138.0㎡) 4階 ホール (324.0㎡) その他 (672.78㎡) 計 1,350.78㎡
月島児童館 月島 4-1-1 ☎ (3533) 0885	2階 児童多目的ホール (192.2㎡)、音楽遊戯室 (119.8㎡)、音楽室 (50.5㎡)、図書室 (36.9㎡)、サークル室 (37.6㎡)、学童クラブ室 2室 (165.7㎡)、工作室 (33.55㎡)、幼児コーナー (37.15㎡)、子育て交流サロン (1階94.0㎡・2階73.7㎡) その他 (1,028.5㎡) 計 1,869.6㎡
勝どき児童館 勝どき 1-8-1 ☎ (3531) 3250	3階 多目的ホール (343.3㎡) 4階 スタジオ 2室 (111.8㎡)、遊戯室 2室 (147.4㎡)、工作室 (58.3㎡)、陶芸コーナー (21.7㎡)、図書コーナー (71.1㎡)、談話コーナー (62.2㎡)、幼児室 (62.0㎡)、学童クラブ室 2室 (141.8㎡) その他 (1,077.0㎡) 計 2,096.6㎡
晴海児童館 晴海 2-4-31 ☎ (3534) 3021	1階 ホール (198.97㎡) 2階 子育て交流サロン (146.7㎡)、幼児室 (63.73㎡)、交流室 (33.76㎡) 3階 集会室 (49.77㎡)、多目的室 (99.98㎡)、学童クラブ室 2室 (109.31㎡)、体育室 (480.79㎡) 4階 図書室 (52.44㎡)、パソコン室 (32.92㎡)、工作展示室 (71.95㎡)、スタジオ 3室 (120.38㎡) その他 (1,460.24㎡) 計 2,920.94㎡

児童館利用状況

(令和5年度)

館 名	計	乳幼児	小学生	中学生	高校生	保護者
計	565,443人	133,470人	234,856人	18,834人	4,616人	173,667人
築 地 児 童 館	53,750	14,944	18,555	273	8	19,970
新 川 児 童 館	75,271	19,823	27,044	1,893	656	25,855
堀 留 町 児 童 館	59,799	17,231	18,560	2,404	482	21,122
浜 町 児 童 館	50,743	15,609	14,895	97	27	20,115
佃 児 童 館	52,344	9,061	30,670	926	928	10,759
月 島 児 童 館	92,152	22,282	38,774	1,289	57	29,750
勝 ど き 児 童 館	102,165	17,342	48,476	7,577	1,298	27,472
晴 海 児 童 館	79,219	17,178	37,882	4,375	1,160	18,624

◎開館日数 346日 (築地児童館開館日数は345日、月島児童館開館日数は344日)

障害者福祉

障害者(児)福祉事業

障害のある方が安心して暮らせる社会を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）などに基づき、さまざまな事業を実施している。

障害者手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付申請などの受理・進達を行っている。知的障害に関しては、「東京都愛の手帳交付要綱」に基づき、東京都が東京都愛の手帳（東京都療育手帳）を受理・交付している。

身体障害者手帳交付者数

程度別 年齢	計	視覚 障害	聴覚 障害	音声 言語 障害	肢体 不自由	内部 障害
計	2,974人	223	188	40	1,306	1,217
18歳以上	2,881	218	175	40	1,257	1,191
18歳未満	93	5	13	0	49	26

東京都愛の手帳交付者数

程度別 年齢	計	1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)
計	531人	24	123	144	240
18歳以上	353	18	84	93	158
18歳未満	178	6	39	51	82

精神障害者保健福祉手帳交付者数

程度別 年齢	計	1級	2級	3級
計	1,205人	51	502	652
18歳以上	1,181	49	498	634
18歳未満	24	2	4	18

障害者総合支援法に基づくサービスの提供

障害種別に関わりなく共通の制度の下で、福祉サービスや自立支援医療費、補装具などの「自立支援給付」と、障害のある方の能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の実情に応じた「地域

生活支援事業」により、サービスを提供している。法改正により平成25年度からは、障害者の範囲に難病などが加わり、障害福祉サービスなどを受けることができるようになった。

中央区障害者計画・中央区障害福祉計画・中央区障害児福祉計画

障害者施策を推進するため、施策の方向性を掲げるとともに、成果目標・活動指標およびサービスの見込量とその確保の方策などをまとめた「中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画」を学識経験者、民生・児童委員、医療福祉関係団体や支援機関の代表者などで構成する中央区自立支援協議会に意見聴取を行い策定した。計画期間は、障害者計画が令和3年度から令和8年度までの6年間、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画が、令和6年度から令和8年度までの3年間である。

自立支援給付

自立支援医療費

「障害者総合支援法」の自立支援給付に位置付けられている自立支援医療費のうち、身体障害のある方に対する更生医療費の給付を行うとともに、精神障害のある方の通院医療費に関する給付の申請などの受理・進達も行っている。

令和5年度 更生医療交付決定者数 196人

補装具

「障害者総合支援法」の自立支援給付に位置付けられている補装具については、身体障害のある方の職業その他日常生活を容易にするため、補装具費および修理費の支給を行っている。

令和5年度 児童78件 成人158件

障害者介護給付費等の支給に関する審査会

障害福祉サービスの給付をより公正・客観的に行うため、区長の附属機関として障害者介護給付費等の支給に関する審査会を設置し、障害支援区分（区分1～6）の審査判定を行っている。

審査会は、保健・医療・福祉に関する学識経験を有する10人以内の委員から構成されている。

（委員一覧420頁参照）

令和5年度 認定者数 202人

令和5年度 福祉サービス決定者数

福祉サービス		計	身体障害者	知的障害者	児童	精神障害者	難病など
合 計		2,978人	399	660	1,302	599	18
介護給付	計	681	194	253	103	120	11
	居宅介護(ホームヘルプ)	267	95	26	41	98	7
	重度訪問介護	14	12	0	0	0	2
	同行援護	30	30	0	0	0	0
	行動援護	3	0	1	2	0	0
	短期入所	169	18	70	60	20	1
	療養介護	17	11	6	0	0	0
	生活介護	111	20	89	0	1	1
	施設入所支援	70	8	61	0	1	0
訓練等給付	計	265	12	99	0	154	0
	就労定着支援	13	0	1	0	12	0
	自立生活援助	1	0	0	0	1	0
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	19	2	3	0	14	0
	就労移行支援	44	3	7	0	34	0
	就労継続支援A型	10	0	4	0	6	0
	就労継続支援B型	94	6	39	0	49	0
	共同生活援助(グループホーム)	84	1	45	0	38	0
地域相談支援	計	1	0	0	0	1	0
	地域移行支援	1	0	0	0	1	0
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0
計画相談支援	計	534	91	201	0	236	6
	サービス利用支援	534	91	201	0	236	6
地域生活支援事業	計	412	102	107	114	88	1
	移動支援	249	57	61	94	36	1
	地域活動支援センター	80	29	1	0	50	0
	日中一時支援	83	16	45	20	2	0
児童	計	774	0	0	774	0	0
	児童発達支援	285	0	0	285	0	0
	医療型児童発達支援	1	0	0	1	0	0
	保育所等訪問支援	119	0	0	119	0	0
	放課後等デイサービス	364	0	0	364	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	5	0	0	5	0	0
障害児相談支援	計	311	0	0	311	0	0
	障害児支援利用援助	311	0	0	311	0	0

地域生活支援事業

相談支援

障害のある方やその家族に対する相談に応じ、必要な情報の提供やサービスの利用に関する支援を行っている。

成年後見制度の利用については、中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」との連携を図りながら対応するとともに、制度の活用について情報提供などを行っている。

意思疎通支援（コミュニケーション支援）

平成5年4月から、手話通訳者などを派遣して聴覚障害のある方などの社会生活の円滑化と社会参加の拡大を図っている。また、平成18年10月から要約筆記者の派遣を行っている。

派遣時間 手話、要約筆記それぞれ月20時間以内

令和5年度 利用登録者数 26人

日常生活用具購入費給付等

昭和58年4月から、在宅の重度の障害のある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付（平成18年10月から購入費の給付）および住宅設備改善費の給付を行っている。

令和5年度 日常生活用具 454件

住宅設備改善費 2件

移動支援

1 個別移動支援

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など社会参加のための外出時の支援を行っている。

令和5年度 延べ1,758人

2 車両の巡回による送迎支援

福祉センターで利用者の利便を図るためのリフト付きバスおよびリフト付きワゴン車を運行している。

令和5年度 リフト付きバス 6,513人

リフト付きワゴン 5,424人

延べ利用者数 11,937人

日中一時支援

日常的に介護している家族などの支援が受けられない場合に、日中、日帰りによる活動の場を提供している。

令和5年度 延べ779人

訪問入浴サービス

身体障害者手帳（1・2級）または、愛の手帳（1・2度）を所持し、独力で入浴することが困難な65歳未満の重度心身障害のある方に対し、保健衛生と福祉の向上を図るため、巡回入浴車による入浴サービスを週1回（年51回）実施している。

令和5年度 7人

自動車運転免許取得・改造助成

昭和53年4月から、歩行困難な身体障害のある方の日常

生活の利便を図り社会復帰を促進するため、18歳以上の重度の上肢・下肢または体幹機能障害のある方に対し、自ら所有し運転する自動車の改造などの費用を助成している。また、心身障害のある方が自動車運転教習所などに入所する場合の教習費などの助成を行っている。

令和5年度 改造等助成 1人、運転教習費助成 0人

就職支度金給付

地域生活への移行や就労を支援するため、施設サービスなどを利用している障害のある方に対し、就職支度金の支給を行っている。

令和5年度 就職支度金 8人

中央区自立支援協議会

地域の障害のある方などへの支援体制を充実・強化していくため、「障害者総合支援法」に基づく自立支援協議会を設置し、区の課題の解決に向けた協議をしている。（委員一覧は411頁参照）

その他の障害者(児)福祉事業

心身障害者福祉手当

昭和47年4月から、心身障害のある方の生活の安定を図るため、「中央区心身障害者福祉手当条例」に基づき、身体障害者手帳所持者（3級以上）、愛の手帳所持者（4度以上）、脳性まひまたは進行性筋萎縮症を有する方に対して手当を支給している。また、平成31年4月から、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）に対しても手当を支給している。

手当額は、身体障害者手帳所持者（2級以上）、愛の手帳所持者（3度以上）、脳性まひまたは進行性筋萎縮症を有する方については、月額15,500円（ただし、おとしより介護応援手当受給者は10,200円）、身体障害者手帳所持者（3級）、愛の手帳所持者（4度）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）については、月額10,200円である。

心身障害者福祉手当受給者数（令和5年度）

区 分	計	2級・3度以上	3級・4度 精神1級
受給者数	1,066人	760	306

特別障害者手当など

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神または身体に重度の障害を有し、常時介護を必要とする20歳以上の方に特別障害者手当として月額28,840円、20歳未満の方に障害児福祉手当として月額15,690円を支給している。

なお、従来の福祉手当受給者で、障害基礎年金および特別障害者手当のいずれも支給されない方には経過措置とし

て、経過福祉手当を月額15,690円支給している。

特別障害者手当など受給者数（令和5年度）

区 分	計	特 障 害 者 手 当	別 者 当	障 害 児 福 祉 手 当	経 過 的 福 祉 手 当
受給者数	99人	69		30	0

特別児童扶養手当

心身の障害のため、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童（20歳未満）を監護している父母または養育者に対し、特別児童扶養手当（障害の程度により月額55,350円または36,860円）を支給するため、認定申請などの受理、進達などを行っている。

令和5年度 受給者数 103人

重度心身障害者手当

都の制度として、心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする方に対し、重度心身障害者手当を支給して、生活の安定を図っている。

区では認定申請などの受理、進達を行っている。手当額は月60,000円である。

令和5年度 受給者数 33人

心身障害者扶養共済制度

「東京都心身障害者扶養共済制度条例」に基づき、障害のある方を扶養する保護者が死亡または重度の障害を負った場合に、障害のある方に終身年金（月額20,000円（1口））を支給し、障害のある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、保護者が障害者の将来に抱く不安の軽減を図っている。区では、加入申請などの受理、進達を行っている。

心身障害者医療費助成事業

都の「心身障害者の医療費の助成に関する条例」に基づいて実施するもので、重度の心身障害者に対し、各種医療保険の自己負担分から別表の一部負担金を差し引いた額を助成している。（ただし、入院時食事療養、生活療養標準負担額は除く）

令和6年3月31日現在 ㊦受給者証交付 750人

都条例による心身障害者医療費助成制度（㊦という）

助成の要件	「身体障害者手帳」1・2級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害にあつては3級）、「愛の手帳」1・2度、または「精神障害者保健福祉手帳」1級の所持者 - 健康保険または後期高齢者医療制度加入者 - 所得基準額3,984,000円（扶養親族1人の場合）以下 - 対象者が20歳以上→本人の所得額 - 対象者が20歳未満→国民健康保険の世帯主または社会保険の被保険者本人の所得額
除外される者	- 生活保護法による保護を受けている者および中国残留邦人等支援給付を受けている者 - 施設入所者で自己負担分がない者 65歳以上の者でかつ新規に該当する者（65歳以上の者で平成12年8月中旬に㊦の受給資格を有している者については、継続して助成の対象となる） - 後期高齢者医療制度被保険者で住民税課税者

別表

一部負担金など

一 部 負 担 金	住民税課税者	1割
	住民税非課税者	負担なし
外 来 限 度 額	住民税課税者	月18,000円（年間上限額144,000円）
入 院 お よ び 世 帯 限 度 額	住民税課税者	月57,600円（多数回該当44,400円）
高 額 医 療 費 支 給 制 度	住民税課税者	同じ月内に外来で負担した自己負担額を個人ごとに合算し、限度額を超えた分について払い戻す。 個人の外来負担額を計算した後、なお負担する金額と、世帯内の㊦受給者が負担した自己限度額を全て合計し、限度額を超えた分について払い戻す。

障害者団体への助成

昭和58年4月から中央区身体障害者福祉団体連合会、昭和61年4月から中央区肢体不自由児者父母の会、中央区視覚障害者福祉協会に、平成17年4月から中央区聴覚障害者協会に、平成19年4月から中央区精神障害者家族会に、平成30年4月から中央区心身障害児・者の進路と生活を考える会にそれぞれ補助金を交付するとともに、団体の育成指導を行っている。

障害者（児）団体バス借上費の助成

昭和58年度から、障害のある方または、障害のある方の父母で組織する団体が、バスを借り上げてレクリエーションなどの行事を行う場合に、1回につき1台150,000円（リフト付きバスは200,000円）以内で6台を限度として助成している。また、平成10年度からは、浜離宮恩賜庭園の区民開放期間においてレクリエーションを行う場合にも1団体1回限り95,000円を限度として助成している。

令和5年度 8台

障害者相談員

平成12年度から身体・知的障害のある方、平成19年度から精神障害のある方の保護者などに相談員業務を委託している。障害のある方や保護者からの各種相談に応じ、助言や指導などを行っている。

身体障害者相談員4人、知的障害者相談員2人、精神障害者相談員2人

「障害者福祉のしおり」の発行

障害のある方への福祉サービスなどの情報提供を、より新しく、分かりやすいものにするため、ガイドブック「障害者福祉のしおり」を発行している。

手話通訳者設置事業

平成22年3月から、区役所における聴覚・音声・言語機能障害者の円滑なコミュニケーションを図るため、手話通訳者を配置して、区役所での手続きや相談の際の手助けをすることで障害のある方の地域生活を支援している。

設置日時 毎週金曜日（閉庁日を除く）

午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）

生活支援ノート

障害のある方が、乳幼児期から学齢期、成人までの途切れのない一貫した支援を受けるために、また緊急時や災害時、医療機関の受診などでも利用できるように、ライフサイクルを通して医療、教育、福祉サービスなどの情報を記入できる「生活支援ノート」を作成し、データを区のホームページに公開している。

ヘルプカードなどの作成

障害のある方への理解や支援を周囲に対して求める手段として本人が携帯する緊急連絡先や必要な支援内容などが記載された「ヘルプカード」および関連ツールを平成26年4月に作成し、身体・知的・精神の障害者手帳所持者および難病患者福祉手当受給者などに配布している。

レインボーハウス明石の運営

平成16年7月から18歳以上の知的障害のある方を対象に、地域の中で自立した生活ができるよう居住の場を提供するとともに、日常生活における支援や就労に向けた訓練などを行うことにより本人の自立促進を図るため、生活支援施設「レインボーハウス明石」を運営している。施設でのさまざまな活動を通じて、地域やボランティアとの交流がで

きる場所となっている。併せて、知的・身体障害のある方、または障害のある児童（小学生から18歳未満）を対象とした短期入所（緊急一時保護・自立生活体験）および日中一時支援を行っている。

なお、施設の管理運営については、「地方自治法」に基づく指定管理者制度により行っている。

施設入所 定員30人

短期入所 定員6人

通 所 定員56人

「喫茶アラジン」の地下鉄駅構内への出店

「レインボーハウス明石」が就労継続支援などの場として運営している「喫茶アラジン」の地下鉄駅構内への出店（ワゴン）により、障害のある方の就労の場の確保と拡大を図っている。

フレンドハウス京橋の運営

平成4年度から、就労している知的障害のある方に対し、生活の場を提供し、日常生活に必要な援助指導を行うことにより、地域社会での自立生活を支援することを目的としてグループホーム「フレンドハウス京橋」を運営している。

なお、施設の管理運営については、「地方自治法」に基づく指定管理者制度により行っている。

入所定員6人

障害者就労支援センター事業

平成17年度から「さわやかワーク中央」に併設して障害者就労支援センターを設け、コーディネーターなどによる就職の支援を行っている。

事業は中央区社会福祉協議会に委託している。

令和5年度 就職者 35人

緊急通報システム

平成8年4月から1人暮らしなどの重度の身体障害のある方や難病患者の生活の安全を確保するため、緊急通報用の機器を貸与している。

家庭内で急病などの緊急事態が生じたとき、発報器のボタンを押すと直ちに東京消防庁に通報され、地域の協力（協力員）による救助などを受ける消防方式による緊急通報システム（平成26年度から新規受け付け休止）の他に、平成24年度から民間事業者が緊急通報システム機器を貸与し、緊急時には民間事業者の受信センターに通報され、警備会社の出動員が救助活動を行う民間方式を導入した。

また、平成11年4月から、東京消防庁方式による緊急通報システム利用者（難病患者を除く）に対し、火災警報器および自動消火装置を給付している。

なお、この火災警報器は緊急通報システムと連動し、火災時には東京消防庁に自動通報される。

登録者数 消防方式4人、民間方式10人、火災自動通報1人

障害者に対する家具類転倒防止器具の取り付け

平成16年4月から、地震による家具類の転倒を未然に防ぎ、緊急時の対応が困難な心身障害のある方、または重度の精神障害のある方（平成20年度から）の生活と財産を守るため、1世帯4個まで家具類転倒防止器具を取り付けている。

令和5年度 1世帯

重度障害者ふとん乾燥・丸洗いサービス

昭和59年4月から、寝たきりで65歳未満の重度の心身障害のある方、または重度の精神障害のある方（平成20年度から）の快適な就床を確保するため、布団乾燥（年10回）、布団丸洗い・水洗い（各年1回）を実施している。

令和5年度 1人

重度障害者理美容サービス

昭和59年4月から、65歳未満の重度の心身障害により理容所や美容所の利用が困難な障害のある方、または重度の精神障害のある方（平成20年度から）に対し、居宅において、理容師・美容師の出張サービスが受けられる理美容サービス券を年6枚を限度として交付している。

令和5年度 33人

重度障害者紙おむつ等の支給

昭和63年5月から、3歳以上65歳未満の寝たきりで失禁状態にある重度の心身障害のある方、または重度の精神障害のある方（平成20年度から）に対し紙おむつを支給することにより、障害のある方とその家族の保健衛生の向上と経済的負担の軽減を図っている。平成3年度から、入院時に病院指定のおむつ以外使用できない対象者に対して、月額7,000円を限度として、おむつ代を助成している。

令和5年度 紙おむつ支給 76人、おむつ代助成 3人
計79人

重度脳性まひ者介護事業

昭和63年5月から、重度脳性まひ者の外出時の介護を行うことで、社会参加の拡大を図っている。

令和5年度 288回

身体障害者福祉電話電話料助成

昭和53年4月から、非課税で、下肢、体幹または内部障害が2級以上、視覚障害1級もしくは聴覚または音声・言語障害3級以上の方に対し、経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、電話（携帯電話を含む）およびファクシミリの基本料（ファクシミリの付加使用料を含む）ならびに通話料を毎月2,500円（消費税および地方消費税を含む）を限度として助成している。

令和5年度 25台

重度障害者の介護者慰労

平成4年度から、在宅で重度の障害のある方の介護者を慰労するため、旅行券、食事・マッサージ共通券の中から希望により10,000円を単位として組み合わせ、合計30,000円分を給付している。

令和5年度 受給者数 48人

点字図書給付事業

視覚障害のある方が点字図書により情報の収集を容易にするため、視覚障害のある方に対し、点字図書の給付を行っている。

令和5年度 0件

知的障害者位置情報サービス費用助成

平成13年4月から、外出時に迷子になる恐れのある在宅の知的障害のある方の保護者に対し、精神的、経済的負担の軽減を図るため、位置情報サービスの利用料の一部を助成している。

令和5年度 受給者数 16人

障害者福祉タクシー利用券の給付など

昭和54年6月から、下肢・体幹3級以上、内部・視覚2級以上、脳性まひ、進行性筋萎縮症の身体障害者手帳所持者、愛の手帳2度以上の所持者（昭和61年7月から）および精神障害者保健福祉手帳1級の所持者（平成20年度から）に対して、社会生活の利便と社会参加の拡大を図るため、福祉タクシー利用券（年間40,000円～四半期10,000円相当）を給付している。

また、平成17年4月から自動車燃料費を助成（福祉タクシー利用券との選択給付）している。

令和5年度 福祉タクシー利用券給付 1,620人

燃料費助成 117人

リフト付ハイヤーの運行

昭和63年7月から、日常外出時に車いすを利用しているか、寝たきりの重度の心身障害のある方または高齢者を対象に、車いすなどに乗ったまま乗降できるリフト付ハイヤーを運行し、その運賃（原則として月4回以内）を助成している。

令和5年度 141人

中等度難聴児発達支援事業

コミュニケーション能力などの向上を促進し、難聴児の健全な発達を支援するため、平成26年4月から身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない中等度難聴児に補聴器購入費用の一部を助成している。

令和5年度 4人

障害者（児）日帰りレクリエーション

日頃からレクリエーションの機会が少ない障害のある方の社会参加の拡大と慰安激励を目的として日帰り旅行を実施している。

令和5年度 対象者および参加人数

<身体障害者・精神障害者レクリエーション>

身体障害者手帳（3級以上）および精神障害者保健福祉手帳（2級以上）を所持する20歳以上65歳未満の方とその付添人 61人

<知的障害児（者）・身体・精神障害児レクリエーション>

身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳を所持す

る20歳未満の方および愛の手帳を所持する65歳未満の方などとその付添人 98人

10区共同地域福祉有償運送運営協議会

社会福祉法人やNPOなどの非営利法人が、自家用自動車により移動困難な障害のある方や高齢者を有償でボランティア輸送する福祉有償運送を行う場合の安全の確保および旅客の利便に係る方策などを協議するため、近隣10区で運営協議会を共同設置している。

障害者グループホームに対する助成

障害のある方の社会生活を支援するため、民間グループホームを運営している事業者に対し運営費の助成を行っている。

令和5年度 3事業者

障害者日中活動系サービス施設運営費助成

障害のある方の自立および社会参加の促進を図るため、就労支援事業などの日中活動系の障害福祉サービスを実施している事業所を対象として施設運営費の一部を助成している。(平成23年度東京都より移管)

令和5年度 6事業所

重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業

日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児(者)または医療的ケア児の居宅または通学する特別支援学校に訪問看護師を派遣し、一定時間医療的ケアなどを代替することにより、当該障害児(者)とその家族の健康の

保持を図るとともに、家族の介護負担を軽減している。

令和5年度 延べ397件

障害者差別解消のための普及啓発

平成28年4月施行の障害者差別解消法を踏まえ、区の事務事業における差別の解消に取り組むとともに、区民・事業者への普及・啓発を図るために区独自のリーフレット「理解を深めよう障害者差別解消法」を配布している。

放課後等デイサービス事業補助

在学中の重症心身障害児(医療的ケア児を含む)を対象に、授業の終了後または学校の休業日に生活能力の向上に必要な訓練を提供するとともに、社会の交流を支援するため、対象となる児童・生徒を受け入れる放課後等デイサービス事業を運営する事業者に対し運営費の一部補助を行っている。

また、令和6年度から利用ニーズや月島地域における人口の増加を踏まえ、重症心身障害児(医療的ケア児を含む)以外も対象とする放課後等デイサービスの区内事業所の開設を促進するため、新たに開設する事業所へ補助を開始した。

地域生活支援拠点に対する助成

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域における安定的な生活の維持および継続を図るため、地域生活支援拠点として開設・運営する事業者に対し、開設準備経費および運営費の一部を補助する。

高齢者福祉

高齢者福祉事業

「老人福祉法」の基本理念に基づき高齢者福祉の増進を図るため、次の事業を実施している。

元気高齢者人材バンク

元気高齢者の社会参加活動を支援するため「元気高齢者人材バンク」を開設し、ボランティアなどの活動を必要とする団体や個人と登録者とのコーディネートを行うとともに、技能お披露目会やPR会の実施、ホームページによる情報発信などを行っている。

生きがい活動支援室

中高年齢者の生きがい、社会参加活動を支援するため、活動に関する知識や情報、機会および場所などを提供するとともに、生きがいづくりを支援する人材の育成を行っている。また、生きがい活動リーダーが相談や支援活動に対応している。

高齢者雇用促進支援事業

働く意欲のある高齢者が、年齢にとらわれず培った知識や経験を生かして、いつまでも働ける就労環境の向上を図

るため、高齢者雇用を積極的に行う事業主に対して、奨励金を交付している。

交付対象要件

65歳以上の区民をハローワークまたは無料職業紹介所シルバーワーク中央の紹介により6カ月以上雇い入れた(1週間の所定労働時間が20時間以上のものに限る)事業主

交付額

- ・1週間の所定労働時間を20時間以上30時間未満とする雇用契約を結び、実際に労働させた場合
高齢者1人につき 20,000円
(同一人をさらに6カ月以上雇用した場合 30,000円)
- ・1週間の所定労働時間を30時間以上とする雇用契約を結び、実際に労働させた場合(週労働時間20時間以上30時間未満の雇用契約でも労働実績が30時間以上の場合を含む)
高齢者1人につき 40,000円
(同一人をさらに6カ月以上雇用した場合 60,000円)

令和5年度 奨励金交付事業主延べ数 12社

また、中央区と社会福祉協議会主催の高年齢者就職面接

会を年2回、中央区地域雇用問題連絡会議主催の高年齢者
合同就職面接会を年1回実施している。

地域見守り事業支援

1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが住み慣れた
地域で安心して暮らし続けられるよう、おとしより相談セ
ンターを中心として地域全体でその生活を支えていく地域
見守りネットワークを、より実効性のある充実したものとし
るため、声掛けや見守り活動を行う地域団体への支援を
行っている。1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し
ては、郵送または民生委員による訪問調査を行い、支援の
必要高齢者の発見および支援を行っている。また、高齢
者が病気や災害時に迅速に救急医療活動を受けられる態勢
を整えるため、「救急医療情報キット」の配布を行っている。

見守りキーホルダー登録システム

65歳以上（要介護・要支援認定者は40歳以上）の区民が
外出中に倒れ救急搬送された場合や、徘徊で警察に保護さ
れた場合などに、あらかじめ登録された番号をおとしより
相談センターに問い合わせることで、素早く身元確認がで
きるキーホルダーを配布している。

また、キーホルダーを携帯することが困難な場合、アイ
ロンで衣類などに接着できる布製ラベル「見守りアイロン
ラベル」も併せて希望者に配布している。

おかえり PASS（パス）（行方不明高齢者情報提供シ ート）

地域で見守る高齢者が認知症などで行方不明になった場
合に、家族の方が慌てず捜索に役立つ情報を警察などに提
供できるよう、事前に情報をまとめておくためのシート
「おかえり PASS（パス）」（行方不明高齢者情報提供シート）
を配布している。

避難行動要支援者対策

災害時に自力で避難することが困難で特に支援を必要と
する方を災害時地域たすけあい名簿に登録し、本人の同意
がある方の名簿情報を地域の支援者へあらかじめ提供す
ることにより、各地域での支援体制づくりを推進している。

また、災害時地域たすけあい名簿登録者の災害時の避難
支援を確実かつ迅速に行うため、登録者一人一人の個別避
難計画の作成も進めている。

高齢者クラブの育成

地域の高齢者がクラブ活動を通じて福祉の増進を図り、
明るく生きがいのある老後を築くため、高齢者クラブの育
成指導を行っている。高齢者クラブに対しては、その会員
数の規模により、月額25,000～43,000円（限度額）、高齢者
クラブ連合会には、年額790,000円の助成金を交付している。
（高齢者クラブ一覧は409頁参照）

また、高齢者クラブの日常活動のため、区民館などの集
会室を提供するとともに、高齢者クラブ連合会主催の中央
区高齢者クラブ連合会慰安大会を後援している。

高齢者団体バス借上費助成

高齢者団体（30人以上）がバスを借り上げて、社会福祉
施設などの見学、奉仕活動を行う場合、バス借上費を1件
150,000円を限度額として助成している。また、浜離宮恩
賜庭園の区民開放期間において、高齢者クラブがレクリ
エーションなどを行う場合、1件50,000円を限度額として
交通費を助成している。ただし、高齢者クラブが両方の助
成を受ける場合は、合算して150,000円を限度額としている。

令和5年度 件数21団体

シルバー人材センターの運営支援

働く意欲のある高齢者にその機会を提供し生きがい対策
を進めるため、「（公社）中央区シルバー人材センター」に
対して、円滑な事業運営が図られるよう基礎的運営費の補
助などを行っている。

無料職業紹介所シルバーワーク中央の運営支援

おおむね55歳以上の方を対象に職業紹介や就業相談、求
人の開拓、求人情報の提供、就職面接会および再就職支援
セミナーの開催などを行う「無料職業紹介所シルバーワ
ーク中央」に対して、円滑な事業運営が図られるよう運営費
の補助などを行っている。

敬老買物券の贈呈

「敬老の日」にちなみ、75歳以上の高齢者に対して敬老
買物券（区内共通買物・食事券）などを贈呈している。

令和5年度 贈呈者数 14,973人

敬老大会

「敬老の日」にちなみ、70歳以上の高齢者を劇場に招待
して敬老大会を実施している。

敬老大会実施状況（令和5年度）

実施日	参加者	会場	内容
9月7・8日、 11・12日、 14・15日	7,101人	新橋演舞場	式典・観劇

敬老入浴事業

65歳以上の高齢者の健康の維持増進と地域の方々との交
流の機会に役立てていただくため、区内および千代田・台
東区の一部の公衆浴場を1回100円で利用できる敬老入浴
証（カード）を希望により交付している。（特別養護老人
ホーム入所者を除く）

令和5年度 延べ利用回数 220,383回

友愛電話訪問

65歳以上の1人暮らしまたは高齢者世帯の孤独感の解消
や事故の未然防止を図るため、電話連絡および居宅の訪問
を行っている。

令和5年度 登録12世帯

高齢者福祉電話料金等助成

定期的に安否確認が必要な65歳以上の1人暮らしまたは高齢者のみの世帯（住民税非課税世帯）に対して、電話料金などを助成する。

また、希望により、シルバーホンなどの福祉電話機器設置料・使用料について別途助成する。なお、各種見守りサービスの充実などに伴い、本事業の新規受け付けは終了している。

令和6年3月31日現在 貸与台数 4台、電話料助成件数 297件

緊急通報システム

65歳以上の1人暮らし、高齢者のみの世帯または日中独居高齢者などの安全を確保するため、自宅に緊急通報機器を設置している。緊急時に緊急ボタンを押すと、事業者の受信センターに通報され、警備会社の現場派遣員が救助活動を行うとともに、必要に応じて消防への救急要請を行う。また、健康に関する相談にも24時間365日体制で対応している。

なお、緊急通報機器は、利用者の自宅の固定電話回線を使用する固定電話回線型式とLTE回線を内蔵している無線型式から選択ができる。

費用負担

機器本体

	固定電話回線型式	無線型式
課税世帯	450円	900円
非課税世帯	無料	450円
生活保護受給者など	無料	無料

火災センサー・見守りセンサー（希望者のみ）

課税世帯 各50円

非課税世帯、生活保護受給者など 無料

令和6年3月31日現在 受給者数 386人

高齢者住宅住み替え支援

65歳以上で自ら住宅を確保することが困難な高齢者に対して、（公社）東京都宅地建物取引業協会第一ブロックの協力を得て、民間賃貸住宅への住み替え支援を行うことにより、高齢者の住まいを確保し、地域での生活の安定を図っている。

令和5年度 相談 35件

家具類転倒防止器具の取付

65歳以上で要介護2以上の寝たきり、1人暮らし、65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成されている世帯の方または日中独居高齢者など（同居人の就労などで高齢者のみとなる世帯の方）を対象に、地震による家具類の転倒を防止し、生命の安全と財産の保全を図ることを目的として、家具類転倒防止器具の取り付けを行う。

なお、世帯の所得に応じて費用負担がある。

令和5年度 取り付け世帯数 26世帯

高齢者医療補助用具購入費用の助成

65歳以上の高齢者（一定の所得額以下）で耳鼻科の医師が補聴器の使用を必要と認め聴覚障害の手帳を所持していない方が補聴器を購入した場合に、35,000円を限度にその購入費用の助成を行っている。

令和5年度 助成件数 84件

歩行補助杖の給付

65歳以上で、歩行の補助につえを必要とする方に1人1本に限り、つえの給付を無料でやっている。

令和5年度 給付件数 363件

在宅高齢者一般寝台の貸与

在宅高齢者のうち、要支援または要介護1で要介護認定調査の立ち上がりが「できない」、「つかまればできる」方で、住民税が非課税世帯の方を対象に、安全で自立した日常生活を支援するため、高さ調節機能付き一般寝台の貸与を行っている。

令和6年3月31日現在 貸与者数 7人

高齢者ふとん乾燥・丸洗いサービス

65歳以上の1人暮らし、高齢者のみの世帯または要介護2以上の寝たきりの高齢者に対し、快適な就床を確保するため、布団の乾燥を行っている。また、要介護2以上の寝たきり高齢者については希望により水洗い、丸洗いを行っている。

費用負担（1回につき）

課税世帯 乾燥370円 丸洗い530円 水洗い920円

非課税世帯 乾燥110円 丸洗い160円 水洗い270円

生活保護受給者など 無料

令和6年3月31日現在 受給者数 298人

生計困難者に対する利用者負担の軽減

介護保険サービスの利用者のうち、生計が困難である者の利用者負担額（介護サービス費の1割負担や食費・居住費負担など）の一部を助成し、負担を軽減している（軽減額：利用者負担額を4分の1または2分の1（老齢福祉年金受給者）軽減）。

令和5年度 認定者数 1人

高齢者住宅設備改善給付

要介護認定により「自立」と認定された高齢者で身体機能の低下により日常生活動作に支障がある方の利便性と、要介護状態への予防に資するため、また、「要介護・要支援」と認定された高齢者の在宅生活を支援するために、浴槽・流しの取り替え、便器の洋式化および階段昇降機の設置などの住宅設備改善の給付を行っている。なお、利用に当たり事前に高齢者住宅設備改善アドバイザーを派遣する。

費用負担10%、20%または30%（階段昇降機は10～100%）

令和5年度 自立3件、認定者7件

緊急生活支援宿泊サービス

おおむね65歳以上の高齢者で介護者の急病・心身の著し

い疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な場合に、介護保険の短期入所とは別に、短期間の入所サービス（緊急ショートステイ）を行っている。

令和5年度 利用件数 19件

また、特別養護老人ホームの申込者で、要介護4または5の高齢者を対象に3カ月まで利用できるミドルステイを実施している。

令和5年度 利用件数 1件

高齢者紙おむつなどの支給

要介護2以上の寝たきりまたは認知症で失禁状態にある高齢者とその家族の経済的・精神的負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。

支給内容は、区が作成したカタログから、月4,000円以上7,000円以内で利用者が選択する。

費用負担

課税世帯 450円・550円・650円

非課税世帯 120円・150円・180円

生活保護受給者など 無料

また、病院などに入院中で、病院などが指定するおむつ以外を使用することができない方に対して月額7,000円を限度として、おむつ代を助成している。

令和6年3月31日現在 紙おむつ受給者数 913人

おむつ代受給者数 71人

高齢者在宅支援入浴サービス（訪問入浴サービス）

要介護5で入浴に関して全介助の状態にあり、家族などの介助のみでは入浴できない方が、介護保険のサービスを支給限度額まで利用してもなお不足する場合、保健衛生と福祉の向上を図るため、週1回の入浴の機会を提供している。

費用負担10%、20%または30%

令和6年3月31日現在 認定者数 8人

高齢者理美容サービス

要介護2以上の寝たきりまたは認知症で理容所・美容所の利用が困難な高齢者に対し、居宅において理容師・美容師の出張サービスが受けられる理美容サービス券を年6枚を限度として交付している。

費用負担（1回につき）

課税世帯 770円

非課税世帯 230円

生活保護受給者など 無料

令和5年度 受給者数 483人

高齢者介護者慰労事業

高齢者を介護する家族の慰労を図るため、要介護2以上の寝たきりまたは認知症の高齢者を日常的に在宅で介護している介護者に食事・マッサージ共通券および旅行券の中から希望により10,000円分を単位として合計30,000円分を限度に年1回支給している。

令和5年度 受給者数 999人

高齢者食事サービス

食事の買い物や調理が困難な1人暮らし・高齢者のみの世帯・日中独居の高齢者のいずれかに該当する70歳以上の方（要介護・要支援に認定された方は65歳以上の方）に対し、食生活の向上および安全確認のため中央区社会福祉協議会に委託して、昼食・夕食の配食を行っている。なお、食事は一般食と特別食（エネルギー調整食、たんぱく質調整食）から選択できる。

（サービス内容および令和5年度実績は231頁参照）

入退院時サポート

65歳以上の1人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方が病院などへ入退院する際、洗濯や買い物、話し相手、入退院時の付き添いなどの家事援助サービスを提供している。

令和5年度 受給者数 2人

高齢者暮らしの困りごとサポート

65歳以上の1人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、電球の取り替えなど、日常生活上において起こる専門的な技術を要しない困りごとを解消するため、出張サービスを実施している。

令和5年度 受給者数 113人

おとしより介護応援手当

65歳以上で要介護3以上の寝たきりまたは認知症の高齢者に対し、本人や介護している家族の精神的・経済的負担の軽減を図り、在宅での生活を支援するため、月額20,000円（重度心身障害者手当受給者は月額10,000円）の手当を支給している。

おとしより介護応援手当支給状況（令和6年3月）

区 分	支給額	受給者数
計		699人
一 般	月額 20,000円	698人
重度心身障害者 手 当 受 給 者	〃 10,000円	1人

徘徊高齢者探索システム費用助成

「要介護・要支援」と認定された認知症による徘徊のある高齢者を在宅で介護している家族に対して、探索システム利用料の一部を助成している。

令和6年3月31日現在 受給者数 4人

高齢者巡回型ホームヘルプサービスの実施

区が介護保険の訪問介護事業所として指定を受け、要介護高齢者などのいる家庭に対して24時間巡回型ホームヘルパーを派遣している。

また、夜間対応型訪問介護事業所として指定を受け、要介護高齢者などの家庭を対象に24時間通報対応や夜間における定期巡回および緊急の要請に応じた相談・アドバイスをを行い、必要に応じて介護福祉士などを自宅へ派遣している。

高齢者巡回型ホームヘルプサービス実施状況（令和5年度）

	24時間巡回型	夜間対応型
派遣世帯数（年延べ）	472世帯	796世帯
派遣回数（年延べ）	5,692回	206回

訪問リハビリテーション

病気・けがや加齢などにより生活機能が低下し、施設などの通所サービスを受けることが困難な要介護・要支援認定者の家庭に理学療法士などを派遣し、リハビリテーションを実施している。

ふれあいケア

特別養護老人ホームにセラピードックを派遣して、入所者との触れ合いや交流を行っている。

高齢者福祉相談

高齢者に関する多様な福祉・保健サービスについての案内や介護方法などについて総合的に情報を提供し、また、介護保険に関する相談・苦情に対応するため、介護支援専門員などの専門的知識を有する相談員を介護保険課の窓口配置し、サービスの向上を図っている。

高齢者福祉相談状況（令和5年度）

相談取扱実人員	計	内 容							
		介護保険	施設入所	在宅福祉サービス	経済的事項	家庭的事項	医療保健	住宅	その他
人	件								
6,774	8,170	6,661	483	266	53	28	133	38	508

在宅介護支援薬局

在宅の要介護高齢者とその家族に対し、介護についての情報提供・公的サービスの紹介、おとしより相談センターへの取り次ぎなどを行うため、区内の薬局・薬店を「在宅介護支援薬局（店）」として委嘱している。

令和5年度 委嘱82件

介護相談員の派遣

介護サービスに関する疑問や不満・不安を解消するため、利用者の身近な相談相手となる介護相談員を養成・登録し、施設などに派遣している。

特別養護老人ホーム入所調整会議

区内特別養護老人ホームなどの入所を適正かつ公平に行うため、入所調整会議を設置し、年2回入所調整基準に基づく順位付けを行っている。

養護老人ホームなどへの入所措置

おおむね65歳以上で経済的理由や環境上の理由などにより居宅での生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホームなどへの入所の要否判定および入所措置を行っている。

令和5年度 施設数 12カ所、入所人員 44人

中央区在宅療養支援協議会

要介護認定を受けた高齢者のうち、医療ニーズが高い方の在宅療養生活を支援するため、学識経験者、医療関係団体、訪問看護師、主任介護支援専門員などで構成する中央区在宅療養支援協議会を設置し、研修の実施などによる医療機関や介護サービス事業者などが連携した多職種ネットワークの効果的な運用、在宅療養についての区民への啓発などについて協議を行っている。

在宅療養支援病床の確保

要介護高齢者などが地域で安心して在宅療養を続けられるよう、病状の急変時などに速やかな受け入れが可能な在宅療養支援病床を確保している。

病床数 3床（3カ所）

入院期間 14日以内

在宅療養支援訪問看護

要介護者などが在宅で療養中の場合や、病院などを退院・退所する場合に、看護師などが居宅を訪問して、療養上の相談や医療的ケアの指導などを行う訪問看護を行っている。

令和5年度 利用回数 延べ5回

在宅療養支援研修

区民や医療機関・介護サービス事業者を対象として、在宅療養に必要な知識の向上を図るため、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと連携のもと研修を実施している。

医療機関・介護サービス事業者向け研修

令和5年度 6回開催

区民向け研修 令和5年度 2回開催

医療および介護関係者の情報共有の支援

医療と介護関係者の連携を一層強化し、在宅療養者に対するケアの質の向上を図るため、ICT（情報通信技術）を活用した多職種連携体制の構築（情報共有ツールの導入）を支援している。

介護サービス事業所向け研修

介護サービス従事者のスキルアップを図るため、介護サービスについての知識や技術の習得を目的とした研修会を実施している。

介護職合同就職相談・面接会

ハローワーク飯田橋および東京都福祉人材センターの協力により、相談・面接会に参加する区内介護サービス事業所の企業PRと就職相談および採用面接を同日に行う合同就職相談・面接会を開催している。

介護人材確保支援事業

介護職への就労希望者に対し、介護職初任者研修およびキャリアカウンセリングなどの就職対策研修を実施すると

ともに、区内介護サービス事業所に対しても、就労希望者の受け入れをサポートする。その上で、両者をマッチングさせることで、事業所が介護職への就労希望者を雇用できるよう支援している。

介護職員等宿舍借上支援事業

区内介護サービス事業所が介護職員などのために借り上げた社宅利用型借上住宅（グリーンホームズⅡ）使用料の一部を補助している（令和4年度をもって新規受け付けを終了した）。

- 1 対象戸数 1戸
- 2 補助内容 1部屋当たりの月額使用料（入居者負担分を除く）の7／8

地域密着型サービス事業所等介護職員等宿舍借上支援事業

区内の地域密着型サービス事業所等が介護職員などのために借り上げた民間賃貸住宅の賃料等の一部を補助する。

- 対象戸数 6戸
- 補助内容 1戸当たり補助基準額(月82,000円)の7／8

健康づくり

さわやか健康教室

生活機能に低下が見られず、要介護・要支援認定を受けていない60歳以上の元気な高齢者を対象に、身体機能の維持・向上を目的としたトレーニング教室をいきいき桜川（桜川敬老館）、浜町高齢者トレーニングルーム、ケアプラザあいおいにおいて実施している。

さわやか体操リーダーの育成・活動支援および元気応援サポーターの育成

元気な高齢者を対象とし、いきいき館（敬老館）などで

体操教室の運営などを行うさわやか体操リーダーの育成および活動の支援を行っている。また、簡単な体操や脳トレなど地域の身近な場所で行う元気応援サポーターを育成し、高齢者の健康づくりにつなげている。

ゆうゆう講座

要介護・要支援認定を受けていない60歳以上の元気な高齢者を対象に、楽しみながら自然と健康づくりにつながる1回完結型の講座を社会教育会館で実施している。

高齢者福祉施設

いきいき館（敬老館）

区内に居住する60歳以上の高齢者の憩いの場としての役割に加え、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの推進を行い、高齢者の健康保持と福祉の増進を図っている。

入館者および入浴者（令和5年度）

区分 館別	入館者数			入浴者数		
	計	男	女	計	男	女
いきいき桜川 （桜川敬老館）	人 34,843	8,317	26,526	7,625	2,725	4,900
いきいき浜町 （浜町敬老館）	29,193	9,457	19,736	8,117	3,888	4,229
いきいき勝どき （勝どき敬老館）	40,440	10,693	29,747	9,427	3,890	5,537

◎開館日数 全館360日

入浴日数 いきいき桜川 284日、いきいき浜町 257日、
いきいき勝どき 284日

名称および所在地	施 設	設 備
いきいき桜川 (桜川敬老館) 入船1-1-13 ☎ (3553) 0030	鉄骨コンクリート造り6階建て3階部分(保育園・地域密着型特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム併設) 1,039.84㎡ { 舞台付き大広間68.20㎡・洋室49.39㎡・浴室・ロビー・図書室・医務室・カラオケルーム・パソコンスペース・トレーニングルーム	テレビ・カラオケ装置・マッサージ機・給茶器・碁盤・将棋盤・体重計・自動血圧計・図書・新聞他
いきいき浜町 (浜町敬老館) 日本橋浜町3-37-1 ☎ (3669) 3385	鉄骨・鉄筋コンクリート造り5階建て2階部分(保育園・児童館・区民館併設) 1,150.31㎡ { 舞台付き大広間(52畳)・和室(20畳・12畳)・浴室・ロビー・図書室・医務室・教養室・庭園・パソコンスペース	
いきいき勝どき (勝どき敬老館) 勝どき1-5-1 ☎ (3531) 3258	鉄筋コンクリート造り19階建て2階部分(区民館・デイルーム併設) 820.0㎡ { 舞台付き大広間(63畳)・和室(24畳)・浴室・ロビー・医務室・カラオケルーム・パソコンスペース	

◎開館時間 午前9時～午後5時
休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

シニアセンター

所在地 佃1-11-1
☎ (3531) 7813

延べ床面積など
地上4階地下1階建て1・2階部分(佃児童館等複合施設)
延べ面積 848.6㎡
中高年齢の区民(在勤者を含む)が主体的かつ積極的に高齢者の生きがいの要素である学習・文化・レクリエーション・ボランティア活動などができる拠点としてシニアセンターを設置し、パソコン教室などの各種講座、施設提供などを行っている。

また、「生きがい活動支援室」を開設して、生きがい活動や社会参加活動への積極的な支援を行っている。

開館時間・休館日など

- 1 開館時間
午前9時～午後9時
- 2 休館日
年末年始(12月29日～1月3日)、館の管理上必要な日
- 3 利用対象
区内在住・在勤の中高齢者
- 4 セミナー室を集会施設として利用
 - (1) 対象
 - ア 高齢者クラブその他中高年齢者で構成する団体
 - イ 区内在住・在勤者(以下「区民など」という)
 - (2) 利用手続き
 - ア 高齢者クラブ

利用日の属する月の2カ月前の1日から

- イ 中高年齢者団体
利用日の属する月の1カ月前の1日から
- ウ 区民など
利用日の属する月の1カ月前の16日から
- (3) 利用区分
午前 午前9時～正午
午後 午後1時～5時
夜間 午後6時～9時
全日 午前9時～午後9時

- (4) 使用料
 - ア 高齢者クラブその他中高年齢者で構成する団体(登録が必要) 無料
 - イ 区民など 別表のとおり

別表 シニアセンター使用料

施 設	利用区分 定員	午 前	午 後	夜 間	全 日
		正 午 午前9時 ～ 午後5時	1 午後 時 後 ～ 5 時	6 午後 時 後 ～ 9 時	午後9時 ～ 午前9時
セミナー室 A	21人	1,600円	2,200円	2,200円	5,400円
セミナー室 B	21	1,600	2,200	2,200	5,400

◎午前と午後および午後と夜間、引き続いて利用する場合は、使用料は合算した額を徴収する。
◎セミナー室 A・B を併せて利用する場合、使用料は2室分を徴収する。

利用状況 (令和5年度)

利用内容	利用者数	備 考
合 計	21,686人	—
情報コーナー	6,859	—
セミナー室	6,038	—
多目的フロア	7,993	—
相談コーナー	57	いきいき館出張相談人数含む
2 階 音 楽 室	0	児童館の休館日 午前9時～午後9時 その他の日 午後8時～午後9時
4 階 ホール	739	

特別養護老人ホーム

介護保険の介護老人福祉施設および短期入所生活介護事業所として、家庭での介護を受けることが困難な要介護高齢者などに、日常生活上の支援や介護を提供している。

1 特別養護老人ホーム

名 称	所在地・電話番号	実施事業・定員
マイホーム 新川	新川 2-27-3 ☎ (3552) 5670	介護老人福祉施設 80人 短期入所生活介護 8
マイホーム はるみ	晴海 1-5-1 ☎ (3531) 7635	介護老人福祉施設 106人 短期入所生活介護 11
新とみ	新富 1-4-6 ☎ (3553) 5228	介護老人福祉施設 40人 短期入所生活介護 6
晴海苑	晴海 1-1-26 ☎ (3533) 7148	介護老人福祉施設 54人 短期入所生活介護 9

2 地域密着型特別養護老人ホーム

名 称	所在地・電話番号	実施事業・定員
わたなへる 桜川	入船 1-1-13 桜川敬老館等 複合施設 4～6 階 ☎ (6275) 2714	介護老人福祉施設 29人 短期入所生活介護 8 (併設) 認知症高齢者グループホーム (グループホーム ロンジェ) 18
ケアサポート センター十思	日本橋小伝馬町 5-19 十思スクエア別館 3～5 階 ☎ (6264) 9981	介護老人福祉施設 29人 短期入所生活介護 8 (併設) 小規模多機能型居宅介護 25 (泊9人)
ケアサポート センター つきしま	月島 1-5-2 キャピタルゲート ブレイスザ・モール 3・4 階 ☎ (6204) 9905	介護老人福祉施設 29人 短期入所生活介護 6

介護老人保健施設

要介護高齢者などに対して、入所により看護、医学的管理の下に介護および機能訓練などを行うとともに、心身諸機能の改善や食事、排せつなど日常生活における自立の向上を図ることで、住み慣れた家庭や地域での生活に戻るよう支援している。併せて、居宅介護を支援するため、短期入所療養介護および通所リハビリテーションを行っている。

名称	所在地・電話番号	実施事業・定員
リハポート 明石	明石町 1-6 ☎ (3545) 9911	介護保健施設サービス 80人 短期入所療養介護 20 通所リハビリテーション 30

高齢者在宅サービスセンター

介護保険の通所介護事業所として、虚弱や寝たきりなどで介護を必要とする在宅の高齢者などに、機能訓練・食事・入浴などの各種サービスを提供している。

名 称	所在地・電話番号	一日定員	
		一般型	認知症型
マイホーム新川	新川 2-27-3 ☎ (3552) 5683	40人	12人
日 本 橋	日本橋堀留町 1-1-1 ☎ (3661) 8452	30	—
マイホームはるみ	晴海 1-5-1 ☎ (3531) 7635	40	12

その他の高齢者施設

認知症高齢者グループホームなど的高齢者施設を整備し、高齢者福祉の増進を図っている。

名称	所在地・電話番号	実施事業・定員など
優つくり村中央湊	湊 2-16-23 パークシティ中央湊 ザレジデンス1~4階 ☎ (6280) 4663	認知症高齢者グループホーム 18人 小規模多機能型居宅介護 25 (泊7人)
グループホーム人形町 (※)	日本橋人形町 2-14-5 ☎ (6661) 6500	認知症高齢者グループホーム 18人
相生の里 (※)	佃 3-1-15 ☎ (5548) 2490	認知症高齢者グループホーム 18人 ケアハウス 介護棟 48 自立棟 32 デイサービス 35 ヘルパーステーション、ケアプラザ
小規模多機能型居宅介護事業所 ココファン勝どき	勝どき 5-3-2 勝どき ザ・タワー2階 ☎ (6228) 2857	小規模多機能型居宅介護 29人 (泊7人)

(※) PFI の手法により、整備した。

介護保険

介護保険制度

介護保険は、国において高齢者の介護を社会全体で支えることを目的として創設された制度であり、介護保険事業計画の策定や準備、要介護認定などの実施準備を経て、平成12年4月1日から開始した事業である。

区は、保険者として、介護保険事業計画を策定するとともに、要介護認定に関する事務処理や介護認定審査会の運営、各種の保険給付および財源となる保険料の賦課・徴収などの事業運営に当たっている。

被保険者

区内に住所を有する65歳以上の者および区外の特別養護老人ホームなどに入所し、その施設の所在地に住所を移した者（第1号被保険者）ならびに40～64歳の者で医療保険に加入している者（第2号被保険者）が被保険者となる。ただし、身体障害者療護施設などの適用除外施設入所者を除く。

第1号被保険者数（令和6年3月31日現在）

区 分		人 数
第1号被保険者		26,390人
内 訳	区内居住者（外国人含む）	25,990
	住所地特例（区外特養など入所者）	400

費用の負担

保険給付に必要な費用は、利用者負担分を除いて50%を公費で賄い、その内訳は、国が25%、都が12.5%、区が12.5%（施設サービスは、国が20%、都が17.5%、区が12.5%）となっている。残りの50%は第1号被保険者が23%と第2号被保険者が27%の割合で保険料で負担する。

介護保険事業計画

令和6年度以降の各年度の対象サービス水準を見込むとともに、そのサービス量の確保と円滑な提供を図るため、令和6年3月に「中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定した。

事業計画は、3年を1期として策定することになっており、現行計画の期間は、令和6年度から令和8年度までである。

要介護・要支援認定

介護保険の給付を受けるためには、要介護者または要支援者の認定を受ける必要がある。

認定の手順

①被保険者の申請を受けて②区の職員などが認定調査を行い③調査結果（一次判定）と主治医意見書を介護認定審査会に示し、審査判定を依頼④介護認定審査会は審査判定（二次判定）を行い⑤区は、その審査判定に基づき認定を行う。

要介護認定などの有効期間

申請区分	認 定 期 間	
	原 則	延長・短縮の範囲
新 規	6 カ月間	3～12カ月間
更 新	12カ月間	3～48カ月間
区分変更	6 カ月間	3～12カ月間

介護認定審査会

介護認定審査会は、区長の附属機関として、被保険者の要介護度の審査および判定を行うために設置している。

その構成は、保健・医療・福祉に関する学識経験を有する60人以内の委員からなっている（委員一覧240頁参照）。

認定の状況（令和6年3月31日現在）

要介護度	認定者数	構成比	うち第2号被保険者
計	5,724人	100.0%	160人
要支援1	908	15.9	14
要支援2	713	12.5	20
要介護1	1,174	20.5	26
要介護2	951	16.6	42
要介護3	862	15.1	32
要介護4	658	11.5	15
要介護5	458	8.0	11

◎構成比については、合計の値と一致しない場合がある。

保険給付

在宅の要介護者などが受ける「居宅介護サービス」と施設に入所して受ける「施設介護サービス」がある。

サービスを利用した場合、原則として費用の9割、8割または7割を保険で給付し、1割、2割または3割が自己負担となる。

居宅介護サービス費

要介護・要支援認定者が在宅において受けるサービスで、原則として現物給付となる。

・訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の生活全般にわたる援助を行うサービス

・訪問入浴介護（巡回入浴）

居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス

・介護予防訪問入浴介護

介護予防を目的として、居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス

・訪問看護

看護師、准看護師、保健師、理学療法士および作業療法士などが居宅を訪問して行う療養上の世話、または必

要な診療の補助を行うサービス

・介護予防訪問看護

介護予防を目的として、看護師などが居宅を訪問して行う、療養上のサービスまたは必要な診療の補助を行うサービス

・訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス

・介護予防訪問リハビリテーション

介護予防を目的として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して心身機能の維持回復などを図るサービス

・居宅療養管理指導

病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理および指導を行うサービス

・介護予防居宅療養管理指導

介護予防を目的として、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理および指導を行うサービス

・通所介護（デイサービス）

通所介護施設で入浴・排せつ・食事などの介護、その他の機能回復のための訓練やレクリエーションを行うサービス

・通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設、病院や診療所などで提供する、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス

・介護予防通所リハビリテーション

介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院、診療所などで行われる理学療法、作業療法、その他の必要なりハビリテーションを行うサービス

・短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどの施設で短期間入所している利用者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の機能回復のための訓練などを行うサービス

・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の機能回復のための訓練などを行うサービス

・短期入所療養介護

介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、その他に必要な医療、日常生活上の世話を行うサービス

・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、その他に必要な医療、日常生活上の支援を行うサービス

・特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた特定施設サービス計画に基づいて行う入浴・排せつ・食事などの介護、洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談および助言、機能回復のための訓練などを行うサービス

・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、介護予防を目的として、その施設が提供するサービスの内容などを定めた介護予防特定施設サービス計画に基づいて行う入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の支援、機能回復および維持のための訓練などを行うサービス

・福祉用具貸与

利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえた上で、適切な福祉用具を選定するための援助、その取り付けや調整などを行い、車いす・特殊寝台などの福祉用具を貸与するサービス

・介護予防福祉用具貸与

介護予防を目的として、利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえた上で、適切な福祉用具を選定するための援助、その取り付けや調整などを行い、手すりなどの福祉用具を貸与するサービス

特定福祉用具購入費の支給

福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる、貸与にはなじまないものなどを購入した費用を支給するサービス（対象額100,000円まで）

特定介護予防福祉用具購入費の支給

福祉用具のうち、介護予防に効果があるものであって、入浴や排せつの際に用いられるなど、貸与にはなじまないものなどを購入した費用を支給するサービス（対象額100,000円まで）

住宅改修費の支給

自宅でできる限り自立した生活続けるために、手すりの取り付けや段差の解消など、身体機能に合わせた改修の費用を支給するサービス（対象額200,000円まで）

介護予防住宅改修費の支給

自宅でできる限り自立した生活続けるために、介護予防を目的とする手すりの取り付けや段差の解消など、身体機能に合わせた改修の費用を支給するサービス（対象額200,000円まで）

居宅介護支援

居宅サービスなど利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療・福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、心身の状況、置かれている環境などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めたケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うサービス

介護予防支援

介護予防サービスなど介護予防に効果のある保健医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めた介護予防ケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うサービス

施設介護サービス費

要介護者が介護保険施設に入所して受けるサービスで、原則として現物給付となる。

・介護老人福祉施設

入浴・排せつ・食事などの介護、その他の機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス

・介護老人保健施設

看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、その他の必要な医療、日常生活上の世話を行うサービス

・介護医療院

長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うサービス

地域密着型介護サービス費

要介護者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域に密着したサービスで、原則として現物給付となる。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的に居宅を訪問して行う入浴・排せつ・食事などの介護や療養生活を支援するための看護、また利用者からの連絡によって日常生活上の緊急時の対応などを行うサービス

・夜間対応型訪問介護

夜間、定期的に利用者の居宅を訪問して行う入浴・排せつ・食事などの介護、また利用者からの連絡によって日常生活上の緊急時の対応などを行うサービス

・認知症対応型通所介護

認知症の人に対して、通所介護施設で入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援や機能訓練を行うサービス

・小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常

- 生活上の支援や機能訓練を行うサービス
- ・ 認知症対応型共同生活介護
認知症の人に対し、共同生活を通して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービス
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が30人未満）に入所している利用者を対象として、提供するサービスの内容などを定めた地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス
 - ・ 地域密着型通所介護サービス
通所介護施設（小規模）で入浴、排せつ、食事などの介護、その他の機能回復のための訓練やレクリエーション

- ンを行うサービス
- 高額介護サービス費**
同じ月に同じ世帯の者が支払った自己負担額が負担上限額を超えたときに、その超えた額を高額介護サービス費として支給する。ただし、施設利用者の食費や居住費（滞在費）など、保険給付の対象とならないものを除く。
- 高額医療合算介護サービス費**
1年間の医療と介護の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に医療と介護の負担割合に応じた額を高額医療合算介護サービス費として支給する。
- 特定入所者介護サービス費**
利用者負担限度額の認定を受けている者が、入所や短期入所などの施設サービスを利用したとき、食費と居住費（滞在費）の負担限度額までを自己負担として支払い、残りの差額分を特定入所者介護サービス費として給付する。

施設介護サービス費の利用者負担段階と利用者負担限度額（1日当たり）(令和6年8月1日現在)

利用者負担段階	所得の状況		預貯金などの資産の状況	居住費（滞在費）				食費	
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	世帯全員が区民税非課税	生活保護受給者の方など	要件なし	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
		高齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下						
第2段階		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
第3段階①		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
第3段階②		前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円

◎介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となる。

高額介護サービス費支給要件

区 分	負担の上限 (月額)
年収約1,160万円以上の方	世帯 140,100円
年収約770万円以上約1,160万円未満の方	世帯 93,000円
年収約383万円以上約770万円未満の方	世帯 44,400円
上記以外の区民税世帯課税の方	世帯 44,400円
区民税世帯非課税の方	世帯 24,600円
・ 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方 ・ 老齢福祉年金を受給している方	世帯 24,600円 個人 15,000円
生活保護を受給している方など	個人 15,000円

保険給付状況

(令和5年度)

給付の種類	件 数	金 額
居宅介護サービス等給付費	112,339件	4,755,556,237円
福 祉 用 具 購 入 費	400	13,425,609
住 宅 改 修 費	174	12,129,545
介護サービス計画等給付費	33,811	505,404,109
施設介護サービス等給付費	5,972	1,695,709,604
高 額 介 護 等 サ ー ビ ス 費	14,574	240,274,919
特定入所者介護サービス等給付費	3,040	84,419,107
地域密着型介護サービス等給付費	9,153	1,033,906,759
高額医療合算介護等サービス費	1,089	45,012,108

地域支援事業

おとしより相談センター（地域包括支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、公正・中立な立場から介護予防支援、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を担う中核機関として、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師および認知症地域支援推進員などを配置し、設置している。

また、令和6年4月15日から新たに晴海おとしより相談センターを設置している。

相談日時

・京橋・日本橋・人形町・月島・勝どき・晴海おとしより相談センター

月～土曜日 午前9時～午後6時

（祝日、休日および年末年始を除く。ただし、緊急の場合は相談日時にかかわらず受け付け可能）

中央区おとしより相談センター運営協議会

おとしより相談センターに関して、中立性・公正性を確保し、適正な運営を行うため、学識経験者、医療関係団体、介護サービス事業者、福祉関係団体、被保険者の代表などで構成する運営協議会を開催している。

(令和5年度)

名 称	所 在 地	担当 地域	相談 件数	介護予防サービス計画・介護 予防ケアマネジメント作成数
京橋おとしより 相談センター	明石町1-6 リハポート明石等複合施設1階 ☎ (3545) 1107	京橋 地域	9,316件	2,309件
日本橋おとしより 相談センター	日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア1階 ☎ (3665) 3547	日本橋 地域	2,486	2,133
人形町おとしより 相談センター	日本橋人形町2-32-4 日本橋医師会人形町 ビル1階 ☎ (5847) 5580		4,429	
月島おとしより 相談センター	月島4-1-1 月島区民センター1階 ☎ (3531) 1005	月島 地域	7,594	4,512
勝どきおとしより 相談センター	勝どき5-1-17 勝どき ザ・リバーフロント1階 ☎ (6228) 2205		3,973	

地域ケア会議

地域で発生した高齢者に関する問題に対し、おとしより相談センターが中心となり、関係各機関と協議し、地域ケア体制の総合調整を図っている。

高齢者虐待防止事業

虐待を受けている、またはその恐れのある高齢者や養護者が抱える問題の解決に向けて支援を行っている。

また、緊急時は、高齢者を施設に保護し、虐待防止を図っている。

認知症サポート電話

認知症に関する心配や不安、介護方法などについて専門相談員がアドバイスしている。匿名、訪問相談も可能。

令和5年度 相談件数 82件

認知症サポーター養成講座

区内在住・在勤・在学者を対象として、認知症について正しい理解を持ち、認知症の方の応援者として本人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を育成するため、おとしより相談センターなどによる出張講座を開催している。

令和5年度 開催回数 32回

認知症初期集中支援チームの運営

認知症に関する専門的な知識・技能を持つ医師と複数の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症と疑われる人やその家族を対象に、訪問、観察・評価などの初期支援を包括的・集中的に行うことで、自立生活のサポートを行っている。

認知症カフェの運営支援

認知症の人やその家族が身近な場所で安心して交流し、気軽に相談できる場「認知症カフェ」を立ち上げ、または拡充する団体に対し、運営費の一部の補助などの支援を行っている。

行方不明高齢者検索ネットワーク

行方不明となった認知症高齢者などの早期発見、事故を未然に防止するため、行方不明者の情報を「ちゅうおう安全・安心メール」により配信する。併せて協力者に対して、認知症に関する知識や情報をメール配信し、地域全体で認知症の方やその家族を支えるネットワークを構築している。

生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域における住民などの支え合いなどの体制づくりを推進している。

介護予防・日常生活支援総合事業

1 訪問型サービス
(1) 予防訪問サービス（ホームヘルプサービス）
ホームヘルパーが訪問して食事・入浴などの身体介護や掃除・洗濯・調理などにより日常生活の支援を行うサービス

(2) 予防生活援助サービス
事業者が訪問して掃除・洗濯・調理などの生活援助を行うサービス（身体介護は行わない）

2 通所型サービス
(1) 予防通所サービス（デイサービス）
日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス
(2) はつらつ健康教室

生活機能に低下がみられ、短期集中型トレーニングにより改善が見込まれる65歳以上の高齢者（要介護1～5の方を除く）を対象に、自宅でもできる簡単な体操の指導と、栄養改善や口腔機能向上のための講習を、区内4カ所で実

施している（一部マシントレーニングを含む）。

3 一般介護予防事業

(1) 高齢者通いの場支援事業

区内に住む1人暮らしや閉じこもりがちな65歳以上の高齢者などが身近な地域で交流できるサロン「高齢者通いの場」を立ち上げ、または、既存の団体を拡充して高齢者通いの場を運営する団体に対し、運営費の一部補助などの支援を行っている。

(2) 訪問健康づくり事業

健康教室に通うことが困難な要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者の居宅へ保健師が訪問し、生活機能改善に向けた相談や指導を行っている。

(3) 介護予防プログラムの普及

多くの高齢者が身近な場所で健康づくりに取り組めるよう、転倒防止や認知機能の向上などの効果が見込まれる介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（略称「粋トレ」）」を、区民ボランティアを中心に広く普及している。

(4) 社会参加・生きがいづくり支援事業

中高年齢者に対し、退職後の生きがいとなる活動を行うきっかけづくりを目的とした「退職後の生き方塾」を開催している。

粋なまち健康プロジェクト

KDB（国保データベース）の医療・健診・介護データを活用して、栄養・口腔・身体フレイルおよび生活習慣病重症化のリスクが高い高齢者を抽出した上で、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が個別訪問などによる健康相談・指導を実施し、健康状態の把握、生活習慣の改善および必要なサービスへの接続を図る。また、高齢者通いの場などでは、健康講座や相談を行っている。

保険料

第1号被保険者

保険料は、介護保険事業計画で見込んだ3年間のサービス量に基づいて基準額を算定し、所得段階別に設定する。

令和6～8年度の保険料の基準額は、年額75,600円である。

賦課期日 4月1日

保険料の減免

次のいずれかに該当する者は保険料の減免を申請することができる。

(1) 災害や事業の休廃止などにより収入が著しく減少した世帯の被保険者

令和5年度 1人 43,320円

(2) 保険料段階が第2・第3段階で、生活に困窮し保険料の納付が困難な被保険者

令和5年度 0人

第2号被保険者

国が定めた全国平均の1人当たり保険料額に基づき、各

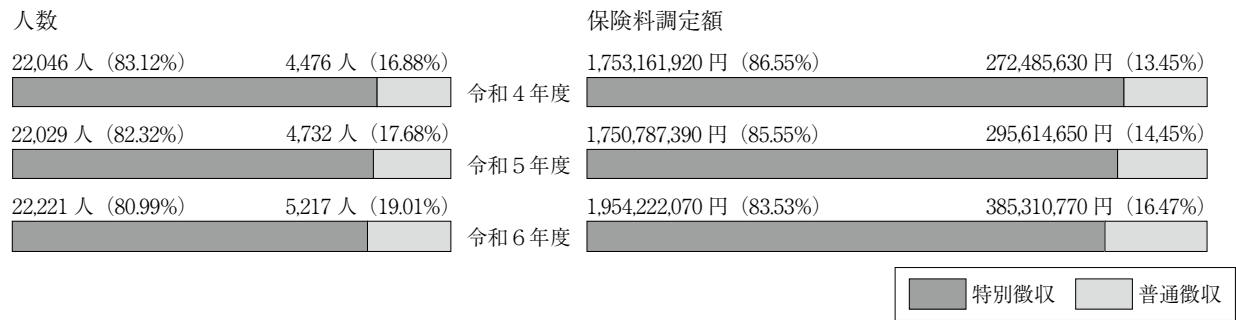
医療保険者が医療保険料として徴収し、一括して社会保険
診療報酬支払基金に納付する。

第 1 号被保険者の所得段階別保険料および被保険者数・保険料調定額の推移 (毎年度 6 月決定)

保険料段階	対象者	保険料率	年間 保険料額	被保険者数 (割合)		保険料調定額 (割合)	
				令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
第 1 段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で特別区民税世帯非課税の方 特別区民税世帯非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.25	18,840円	5,298人 (19.31%)	5,047人 (18.86%)	78,911,980円 (3.37%)	68,456,220円 (3.35%)
第 2 段階	特別区民税世帯非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が120万円以下の方	基準額 × 0.45	33,960円	2,021人 (7.37%)	2,003人 (7.49%)	57,618,410円 (2.46%)	51,304,760円 (2.51%)
第 3 段階	特別区民税世帯非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が120万円を超える方	基準額 × 0.65	49,080円	1,892人 (6.9%)	1,869人 (6.98%)	80,880,800円 (3.46%)	81,266,030円 (3.97%)
第 4 段階	特別区民税本人非課税の方 (世帯員に課税の方がいる場合) で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円以下の方	基準額 × 0.90	68,040円	2,199人 (8.01%)	2,270人 (8.48%)	149,445,980円 (6.39%)	143,140,070円 (6.99%)
第 5 段階	特別区民税本人非課税の方 (世帯員に課税の方がいる場合) で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円を超える方	基準額 (1.00)	75,600円	2,149人 (7.83%)	2,196人 (8.21%)	157,499,660円 (6.73%)	149,737,060円 (7.32%)
第 6 段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.15	87,000円	2,685人 (9.79%)	2,984人 (11.15%)	241,181,800円 (10.31%)	238,544,300円 (11.66%)
第 7 段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.22	92,280円	3,442人 (12.54%)	3,343人 (12.49%)	306,974,490円 (13.12%)	276,801,320円 (13.53%)
第 8 段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.45	109,680円	2,258人 (8.23%)	2,102人 (7.86%)	241,655,110円 (10.33%)	214,464,730円 (10.48%)
第 9 段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	基準額 × 1.60	120,960円	802人 (2.92%)	698人 (2.61%)	92,208,750円 (3.94%)	73,758,210円 (3.60%)
第10段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が370万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.80	136,080円	1,314人 (4.79%)	1,185人 (4.43%)	173,017,850円 (7.40%)	140,650,590円 (6.87%)
第11段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が500万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10	158,760円	627人 (2.29%)	954人 (3.56%)	123,848,180円 (5.30%)	138,220,480円 (6.75%)
第12段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が620万円以上750万円未満の方	基準額 × 2.30	173,880円	404人 (1.47%)		81,040,860円 (3.46%)	
第13段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.60	196,560円	566人 (2.06%)	520人 (1.94%)	115,834,150円 (4.95%)	91,335,590円 (4.46%)
第14段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 × 2.90	219,240円	606人 (2.21%)	541人 (2.02%)	118,126,250円 (5.05%)	107,988,620円 (5.28%)
第15段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額 × 3.20	241,920円	319人 (1.16%)	284人 (1.06%)	71,681,380円 (3.06%)	62,164,120円 (3.04%)
第16段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	基準額 × 3.60	272,160円	207人 (0.75%)	185人 (0.69%)	102,915,910円 (4.40%)	45,617,440円 (2.23%)
第17段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が2,500万円以上の方	基準額 × 4.00	302,400円	649人 (2.37%)	580人 (2.17%)	146,691,280円 (6.27%)	162,952,500円 (7.96%)

◎介護保険料の改定により、令和 5 年度と 6 年度では保険料段階の区分、保険料率および年間保険料額が異なる。(※ 1)

保険料徴収方法別人数などの推移 (毎年度6月決定)



保険料調定および収入状況 (令和5年度)

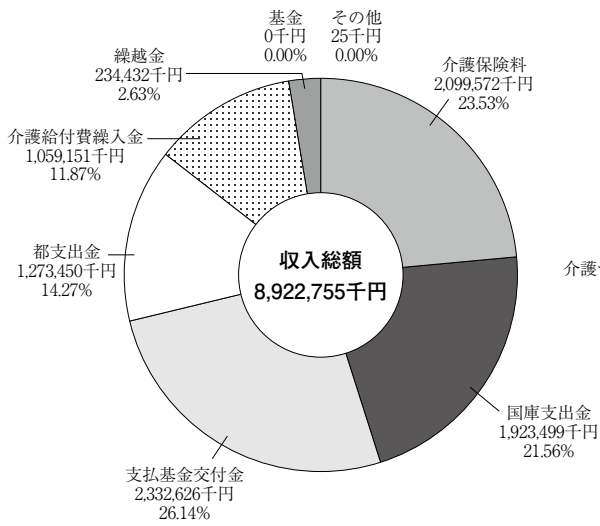
区分	種類	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入割合	還付未済額
計		2,151,589,143円	2,094,856,903円	19,598,475円	37,133,765円	97.36%	4,714,770円
現年分		2,105,326,140	2,087,485,982	0	17,840,158	99.15	4,399,400
滞納繰越分		46,263,003	7,370,921	19,598,475	19,293,607	15.93	315,370

制度の安定的な運営

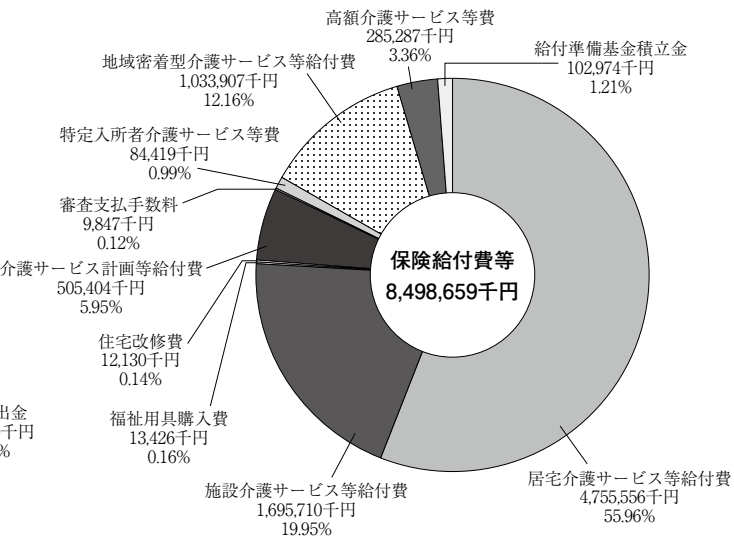
財政安定化基金拠出金
介護保険財政を安定的に運営するために都が設置した「財政安定化基金」に対し、「東京都介護保険財政安定化基

金条例」の規定を基に算出された拠出金を拠出している。
ただし、第4期～第9期（平成21年度～令和8年度）※については、都が定める拠出率が0%のため、拠出はない。
※各期3年ごとに策定

保険給付費等対象経費の収入状況 (令和5年度)



保険給付費等対象経費の支出状況 (令和5年度)



生活保護関係

区内で生活に困窮している要保護者の相談を受け、申請によってその世帯の実情を調査の上、当該世帯について収入を認定し、その収入が厚生労働大臣の定めた保護の基準に不足する分について扶助（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業および葬祭の各扶助）を行い、場合によっては保護施設に案内するなどして、その世帯が自立できるよう必要な指導助言を行っている。

本区における保護の動向を生活保護世帯数、人員の推移でみると、平成31年以降は保護世帯数・人員とも増加傾向にあったが、令和6年は保護世帯は減少し、保護人員は横ばいとなった。

令和5年度中の生活保護の新規申請は127件で、そのうち住所不定者などは49件（医療費のみの給付10件を含む）である。

生活保護世帯の内訳をみると、傷病・障害者世帯が22.8%、高齢者世帯が56.6%、母子世帯1.5%となっており、いわゆる社会的ハンディキャップのある世帯が80.9%を占めている（世帯類型別に見た保護世帯の割合参照）。

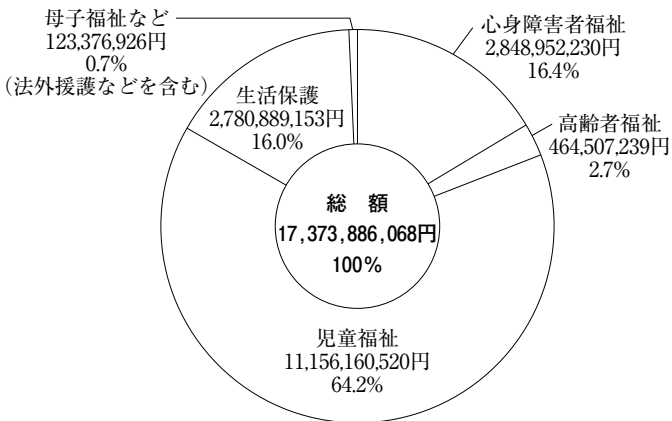
生活相談

生活に困っている方の来所や電話などによる問い合わせに対し、サービスの提供、助言、指導のため、対象者の状況とニーズの把握を行い、必要に応じて自立助長、援護の実施を目的に生活保護の地区担当員や専門部署への引き継ぎ、関係機関との連絡調整に当たっている。

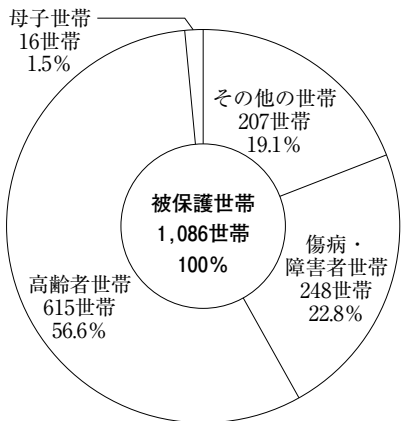
令和5年度相談件数

生活保護相談	1,097件
住所不定者相談	1,337件

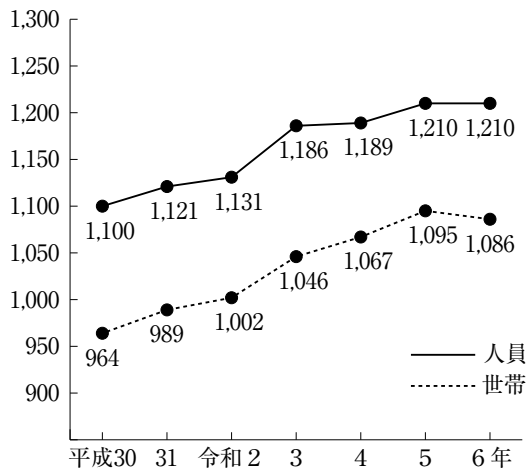
扶助費別内訳（令和5年度）



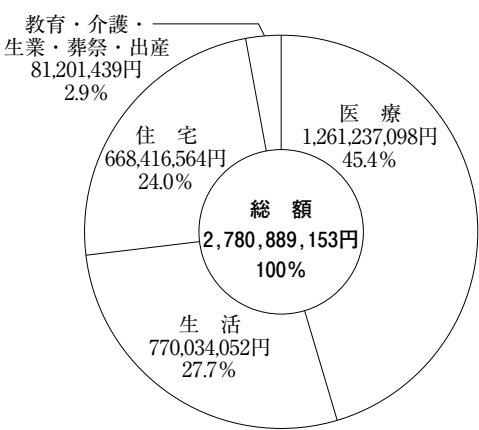
世帯類型別に見た保護世帯の割合（令和6年4月）



生活保護世帯・人員推移（各年4月）

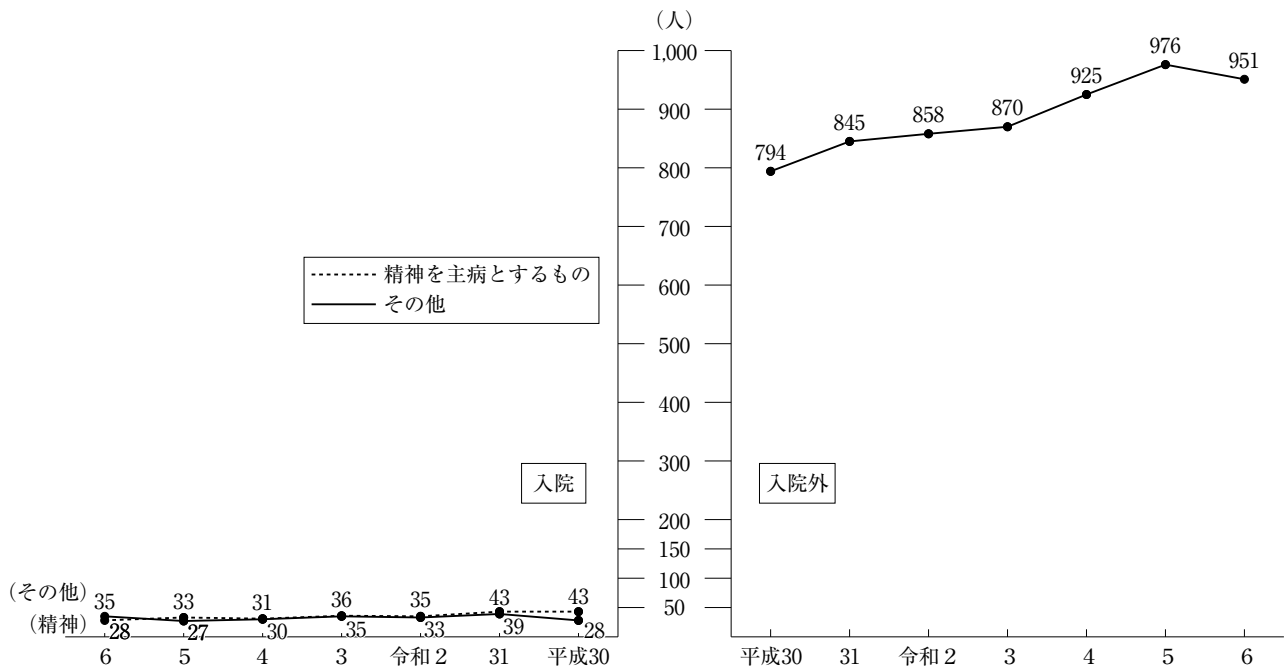


生活保護扶助費別内訳（令和5年度）



医療扶助受給人員の推移

(各年4月1日)



学童服・運動衣の支給

被保護世帯の新入学の小・中学生に対しては、「生活保護法」により、学童服などの購入費として入学準備金が支給されるが、区では、在学中の小・中学生に対しても学童服の購入費を、また運動衣購入費については被保護世帯の全ての小・中学生を対象に支給し、その世帯の自立更生の助長と就学助成を図っている。

令和5年度支給状況

学童服 15人（1人 11,400円）

運動衣 21人（1人 4,100円）

入浴券の支給

公衆浴場の入浴料金が家計に及ぼす経済的負担を軽減するため、風呂のない世帯に対して入浴券を支給している。

令和5年度支給状況 16世帯 17人

（大人17人、中人0人、小人0人）

被保護者自立促進事業

被保護者の就労・社会参加活動・健康増進など、自立に必要な経費の一部を支給している。

令和5年度支給状況 64件 1,632,670円

自立援助金の支給

被保護世帯の生徒が中学校を卒業し、高等学校などに進学または就職する場合、その保護者および生徒に対して、入学支度金または就職支度金を支給している。

令和5年度支給状況 2人（1人 51,500円）

修学旅行支度金の支給

被保護世帯の小学校6年生または中学校3年生が修学旅行に参加する際に、参加支度費を支給している。

令和5年度支給状況

小学校6年生 2人（1人 4,300円）

中学校3年生 3人（1人 8,500円）

就労相談支援事業

生活保護世帯などの自立助長に資するため、委託により就労相談員を設置し、週2日就労相談などの就労支援を行っている。

生活困窮者自立支援制度

「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立相談支援機関として生活困窮者に対する自立支援を行っている。相談者の住まいや仕事など生活の状況と課題を分析し、専門の相談員が本人の意思を尊重し、寄り添いながら支援を行う。相談者と自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、自立支援プランを作成し、ハローワークと連携した就労相談や以下の各事業に加え、さまざまな行政サービスなどの利用

を通じて、生活困窮者が生活保護に至る前の段階から、早期自立に向けた支援を行っている。

令和5年度 相談件数 3,502件

住居確保給付金

離職・廃業後2年以内（離職後に疾病などにより連続して30日以上求職活動を行うことができない期間がある場合には、当該期間を加算し、離職から最大4年以内）である

場合、または個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会などの減少により経済的に困窮している場合であって、住宅を喪失し、または喪失する恐れがあり、かつ就労能力および就労意欲のある方に対して家賃相当額を支給するとともに、相談員による就労の機会確保に向けた支援を行っている。

支給月額 住宅扶助に基づく額を上限とした家賃額

支給期間 原則3カ月間（最長9カ月間）

令和5年度 支給決定者数 31人

家計改善支援事業

生活困窮の一因となる家計の悪化防止や、公共料金などの滞納の解消に向けた相談支援を行っている。

令和5年度 支援決定者数 5人

子どもの学習・生活支援事業

生活保護受給世帯および児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯の小学生、中学生、高校生世代を対象に、学習習慣を定着させ、家庭での生活・育成環境の改善を継続的に行えるよう、NPO法人への委託により学習・生活支援事業を実施している。

小学生・中学生に対しては少人数制指導の学習会を実施し、高校生世代に対しては、開室時間内に自由に勉強・相

談ができる学習スペースを提供している。

令和5年度参加状況（人数は延べ）

小学校4～6年生 870人（参加率70%）

中学生 1,272人（参加率73%）

高校生世代 710人（平均利用時間／日 2.1時間）

一時生活支援事業

住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所の供与、食事の提供、衣類その他の日常生活を営む上で必要となる物資の供与などを行い、安定した生活が営めるよう、就労支援などを行う。自立支援センターの利用を中心に、区が委託した宿泊所を提供し、自立に向けた支援を行っている。

令和5年度 支援決定者数 27人

就労準備支援事業

社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなど就労に向けた準備が整っていない方に対して、日常生活自立・社会生活自立の段階で必要な訓練を有期で実施している。

令和5年度 支援決定者数 2人

地域福祉

中央区保健医療福祉計画

令和2年3月に、社会福祉法改正の趣旨などを踏まえて、本区における地域共生社会の実現を目指し、子ども、障害者、高齢者、保健医療などの諸計画・施策の総合化を図る観点から、分野別の計画を横につなぎ、総合的かつ包括的に推進していく計画として、「中央区保健医療福祉計画2020」を策定した。本計画は「社会福祉法」に規定する「市町村地域福祉計画」であり、社会福祉法人中央区社会福祉協議会が策定する「中央区地域福祉活動計画」と相互に連携・協働し、一体的に地域福祉施策を推進している。

令和6年3月に、計画前期に対する中間評価を実施し、その結果と社会情勢の変化などを踏まえ計画の見直しを行った。

重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施していくため、社会福祉法人中央区社会福祉協議会を通し各地域に地域福祉コーディネーターを配置し、「ふくしの総合相談窓口」の設置検討など、地域の中で課題を解決するための体制づくりを行い、包括的な支援体制の構築を推進している。

ふくしの総合相談窓口

年齢や障害の有無、属性などを問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるとともに、課題解決に向けた継続的な支援を行っている。

民生・児童委員

1 民生・児童委員、主任児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づき、中央区議会議員の選挙権を有する者のうち人格識見ともに高く、かつ、社会福祉の増進に熱意のある者が、都知事の推薦を得て厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、その職務は社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って種々の相談と保護を要する者の相談援助に当たること、また、社会福祉事業施設、関係行政機関、地区社会福祉協議会などと密接な連絡を取り、その機能を助け、社会福祉の増進に努める。

民生委員は、「児童福祉法」に基づき、児童委員を兼ねている。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置している。

（委員一覧は412頁参照）

2 民生・児童委員協力員

民生・児童委員協力員は、都知事から委嘱され、民生・

民生・児童委員の活動（令和5年度）

区 分	相談・支援	調査・証明事務	地域福祉活動・自主活動	諸会合、行事への参加	訪問
件数・回数	1,231件	1,677件	2,371件	3,950件	6,393回

児童委員の地域における活動に協力し、その活動を支援する。任期は1年で、平成20年4月から民生・児童委員と共に活動している。

3 民生委員推薦会

民生委員推薦会は、「民生委員法」に基づき、適格な民生委員を推薦するために設けられている。

14人以内の委員をもって構成し、任期は3年で区長が委嘱する。（委員一覧は420頁参照）

福祉のまちづくりの推進

「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設など届け出の対象となる施設について、高齢者や障害のある方を含めた全ての人が円滑に利用できるよう指導している。

令和5年度 建築物届け出件数 95件、適合証交付件数 0件

また、「中央区福祉のまちづくり実施方針」を策定し、公共的施設のバリアフリー化や関連諸施策を総合的に進める上での基本的な考え方および具体的な整備方針などを定め、総合的な福祉のまちづくりの推進を図っている。

バリアフリーマップ

区民ボランティアなどが中心となり、区内のバリアフリーに関する情報を集約する区民参加型のバリアフリーマップづくりをNPO法人と協働して実施している。

中央区福祉サービス苦情対応委員会

本区が提供する福祉サービスの利用者などからの苦情相談に公正かつ中立な立場で適切に対応するため、弁護士・学識経験者など3人の委員で構成する福祉サービス苦情対応委員会と専門相談員による苦情相談窓口を運営している。

団体助成事業

民間における自主的福祉活動を推進し、区民の福祉増進を図るため、助成金を交付している。地域における社会福祉事業の推進を図るために設立され、社会福祉の実態の調査研究、関係行政機関、社会福祉団体との連絡調整、福祉思想の普及啓発など民間社会福祉活動の中心的役割を果た

している中央区社会福祉協議会に対し、その活動をより一層充実させるため、「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」により、人件費、事業費を助成している。

また、中央区保護司会、中央区遺族会に補助金を交付するとともに、団体の育成指導を行っている。

成年後見制度

1 成年後見制度の利用促進

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」および国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、令和3年3月に「中央区成年後見制度利用促進計画」を策定し、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で、家族や地域の方に支えられながら、安心して生活できるよう、成年後見制度利用促進事業を実施している。

成年後見制度の利用に関する相談や支援を行っている中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」は、令和3年4月から「中核機関」として、区と共に成年後見制度の利用促進のための中心的な役割を担っている。

2 成年後見制度における区長申立事務

判断能力が不十分な高齢者などで、配偶者および4親等内の親族がいない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行う。また、区長が審判請求を行う場合に、成年後見人などに対する後見報酬などの費用を負担することが困難な者に対して、その経費を助成している。

令和5年度 区長申立件数 8件、報酬等助成件数 3件

3 権利擁護支援事業

社会福祉法人中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」が実施する権利擁護支援事業に対し、人件費、事業費を助成している。

その他の福祉事業

中国残留邦人等に対する支援

平成20年度から、中国残留邦人等の置かれている特別の事情に鑑み、その生活の安定を図るため、高齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行っている。

また、上記支援給付事務に際し、中国残留邦人等に理解が

深く、中国語などが堪能な支援・相談員を1人(月8日)配置し、中国残留邦人等の日常生活上の相談・支援を行っている。

応急小口資金貸付

区内に3カ月以上住所を有する世帯で、災害・疾病・冠婚葬祭などのため、緊急かつ一時的に必要とする費用の調

達が困難な場合、資金の貸し付けを行っている。

貸付限度額 1世帯300,000円以内

利 子 無利子

返 還 方 法 貸し付けの翌月から30カ月以内均等月賦償還
令和5年度貸し付け状況 2件 160,000円

都営交通機関無料乗車券の発行

生活保護世帯、身体障害のある方、知的障害のある方、児童扶養手当受給世帯、戦傷病者および原爆被爆者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に対して、都電・都バス・都営地下鉄、日暮里舎人ライナーの無料乗車券を発行している。

令和5年度発行数 1,420件

路上生活者対策事業

特別区と都の共同事業として、定期的に路上生活者の生活の場に出向いて面接相談を行う「巡回相談事業」を実施し、就労、生活、医療などに関する支援を必要に応じて行う。また、区民などからの情報提供に対しては、職員が随時、出向いて状況を把握し必要な支援を行っている。

行旅病人および行旅死亡人取扱

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」などにに基づき、日本国籍を有しない行旅病人の救護と、本籍、氏名などが不明の遺体や引き取り者のいない遺体について、本人の認識に必要な事項を記録し、火葬を行い、その遺骨や遺留品などを保管する事務を行っている。また、工事現場などで発見される人骨についても、行旅死亡人に準じて取り扱っている。

令和5年度における取扱件数は、行旅死亡人など21件であった。なお、行旅病人の取り扱いはなかった。

福祉サービス第三者評価受審費用の助成

平成16年度から、福祉サービス利用者に対するサービス選択のための情報提供、およびサービスの質の確保と向上を図るため、サービス提供事業者が東京都福祉サービス評価推進機構が認証した福祉サービス第三者評価機関による評価を受けた場合に、費用の一部を助成している。

令和5年度助成件数 34件

社会を明るくする運動

この運動は、昭和24年に犯罪や非行のない明るい社会の

実現を目指して、東京・銀座の商店街が自主的に行った「銀座フェア」が始まりである。現在では全国的運動に発展し、毎年7月を強調月間として、各種の行事が行われる。

本区においては、保護司会および更生保護女性会が中心となって、街頭広報活動などを実施している。

戦傷病者・戦没者遺族の援護など

戦傷病者・戦没者遺族などの遺族年金、遺族給与金、弔慰金、特別給付金などの請求の受け付け進達事務を行っている。

また、戦没者遺族・引揚者などの国債を担保とした事業資金貸し付けの内申および国債の特別買上償還に必要な困窮状況の確認証明事務を行うとともに、旧軍人・軍属などの戦没者ならびに定例未伝達生存者に対する叙位叙勲の伝達事務を行っている。

原爆被爆者見舞金支給

原子爆弾の被爆により負傷・疾病に罹患し苦勞している被爆者（被爆者健康手帳所持者）に対し、見舞金（10,000円）を支給し、慰労かつ激励している。

令和5年度 34人

水難・海難救護

「水難救護法」に基づき、遭難船舶の救護および漂流物ならびに沈没品の届け出などに関する事務を行っている。

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸し付け

暴風、豪雨などの自然災害（災害救助法が適用された場合など）により死亡した区民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金の支給を行う。

また、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸し付けを行っている。

社会福祉法人の設立認可など

平成25年4月から、主たる事務所が区内にあり、事業を区内でのみ実施する社会福祉法人の設立認可および運営状況の指導・検査を行っている。

令和5年度末現在、本区は4法人を所轄している。

福祉センター

所 在 地 明石町12-1

☎ (3545) 9311 FAX (3544) 0888

構 造 地上6階地下1階建て（中央区保健所等複合施設）の2～5階部分

延べ面積 3,371.85㎡

福祉センターは、障害のある方が地域社会で自立した生活が営めるよう、相談、生活介護、就労継続支援（B型）、地域活動支援センター、基幹相談支援センター、特定相談

支援などを計画的かつ継続的に行うとともに、講習・講座の実施および施設（会議室など）の提供などを行うことにより、障害のある方の福祉の増進を図っている。

また、就職することが困難な方の生きがいと生活の安定を図るため、仕事の提供および内職のあっせんを行っている。

入所相談、健康管理

通所を希望する心身に障害のある方やその家族の方からの相談を受け、必要かつ適切な助言・指導を行うとともに、

通所者の保健指導、健康相談、健康管理などを行う。

高次脳機能障害者支援事業

交通事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶・注意・遂行機能・社会的行動といった認知機能が低下した状態にある高次脳機能障害者に対する理解や支援などを行うため、各種事業を実施している。

令和5年度 講演会 2回（参加者37人）、相談会および交流会 6回（参加者延べ49人）、関係機関連絡会 2回（参加者31人事業所24カ所）

入所相談、健康管理利用状況（令和5年度）

相談内容	合 計	健康相談	生活進路	医師相談	療法士相談	カンファレンス
件 数	2,558件	1,205（※）	0	1,104	2	247

（※）うち高次脳機能障害者に対する相談 289件

生活介護

常時介護を要する主に身体に障害のある方および知的障害のある方に対して、自立と生活の質の向上が図れるよう、食事や排泄などの介護を行うとともに、生産活動、創作活動などの支援を行っている。

令和5年度利用者 延べ6,874人

成人室利用状況

区分 性別	合 計	身体障害	知的障害	重複障害	その他
計	39人	2	19	18	0
男	23	0	14	9	0
女	16	2	5	9	0

就労継続支援（B型）明石町作業室

一般企業などに就職することが困難な知的障害のある方に、作業の場を提供するとともに、地域での社会的自立を目指し、就労・生活・健康・余暇活動などの支援を行っている。

令和6年4月1日に明石町作業室として明石町住宅等複合施設に移転した。

所在地 明石町14-1

☎（6260）6233 FAX（6260）6232

令和5年度利用者 延べ3,919人

・モザイク平板設置事業

障害のある方が制作するモザイク平板を、区施設などの装飾に利用することで、障害のある方の作業訓練の支援と工賃アップを図っている。

制作したモザイク平板は、浜町河岸緑道、聖路加国際病院前区道、中洲公園、湊公園、桜川敬老館等複合施設など

に設置している。なお、平成23年度に月島第二児童公園に設置した「平和モニュメント」と、令和2年度に「オリンピック・パラリンピックと平和」をテーマに晴海第三公園に設置した「平和モニュメント」は、区立小学校の児童との協力により制作した。

就労継続支援（B型）（明石町作業室）利用状況

区分 性別	合 計	最重度 （1度）	重 度 （2度）	中 度 （3度）	軽 度 （4度）
計	21人	0	4	13	4
男	12	0	2	7	3
女	9	0	2	6	1

地域活動支援センター

1 機能訓練フォローアップ事業

脳血管疾患の後遺症などにより身体障害が生じた方に、身体機能の維持・回復を図るとともに、家庭や地域社会の中で自立した生活を送れるよう理学・作業療法、言語療法（音楽療法を含む）などの支援を行っている。

令和5年度利用者 延べ736人

機能訓練フォローアップ事業利用状況

区分 性別	合 計	身体障害	その他
計	31人	31	0
男	18	18	0
女	13	13	0

2 障害者地域活動支援センター「ポケット中央」

精神障害のある方を対象とした地域活動支援センターを平成25年10月に中央区保健所内に開設した。平成30年4月からは福祉センターの事業として、地域において自立した生活を営むことができるよう、相談・日中の居場所の提供・創作活動・デイケアなどのサービスを行っている。

☎（3541）1021 FAX（3541）1022

令和5年度利用者 延べ8,264人

基幹相談支援センター

区内の障害者（児）とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担い、障害の種別や年齢にかかわらず、さまざまな相談に対応するとともに、相談支援事業所との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図っている。

相談時間 午前9時～午後6時

☎（6264）3957

令和5年度相談件数 3,686件、相談支援事業所との連携強化と相談機能充実のための相談支援事業所連絡会 4回、

事例検討会 2回、研修会 2回、講演会 1回、区分認定調査 133件

特定相談支援

障害福祉サービスなどを利用しようとする障害のある方に対して、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう情報提供や各機関との連絡調整などの相談支援を行っている。

令和5年度利用者 新規延べ220人（更新含む）、モニタリング延べ959人

講習・講座

障害のある方の趣味と相互の交流を図るため、陶芸などの講習・講座を行っている。

また、障害のある方への理解を深め、ボランティアを養成するため、手話講習会などを行っている。

令和5年度参加者 延べ1,918人

施設提供

障害のある方およびその関係者の学習・活動・交流の場として、会議室・団体ボランティア室・録音室を提供している。

施設利用状況 (令和5年度)

合 計	平 日		土 曜 日		日曜日
	午前・午後	夜間	午前・午後	夜間	午前・午後
326回	157	0	45	0	124
3,132人	1,561	0	345	0	1,226

浴室の提供

家庭または公衆浴場での入浴が困難な障害のある方のために、家族などの介助により入浴できる浴室を提供している。

令和5年度利用者 延べ188人

リフト付き送迎車両

福祉センターで行う生活介護などに通所する方のためにリフト付きバスおよびリフト付きワゴン車など（令和4年4月より）を運行している。

令和5年度

リフト付きバス 6,513人

リフト付きワゴン車 5,424人

延べ利用者数 11,937人

内職のあっせん

家庭外で就業することが困難な方に、内職のあっせん（適切な工賃で、自宅で行うことのできる仕事を仲介する）を行っている。

令和5年度求職登録者数 5人、あっせん者数 0人

健康福祉まつり

中央区健康福祉まつり実行委員会、区および社会福祉協

議会の共催により、地域で生活する障害のある方、高齢の方、ボランティアなど全ての方々が参加し、相互の理解と親睦を深め、福祉と健康のまちを目指すことを目的とする健康福祉まつりを実施している。

ふれあい作業所

所 在 地 晴海1-4-1

☎ (3532) 1577 FAX (3532) 1568

構 造 地上5階地下2階建て（月島第三小学校等複合施設）の地下1階部分

延べ面積 965.95㎡

働く意思と能力がありながら、一般企業などに就職することが困難な高齢者や障害のある方に仕事を提供している。

仕事の内容は、タオルの袋詰め・箱詰めおよび包装などの簡易な仕事を施設内で行う場内作業と、仕事を自宅に持ち帰って行う場外作業がある。

令和5年度利用者数 月平均延べ268人、工賃収入 1人当たり月額29,552円

利用者対象別人員

区 分	合 計	高齢者	心 身 障害者	生 活 保 護 受給者	低 所得者	その他
合 計	26人	16	2	1	7	0
場内作業	21	16	2	1	2	0
場外作業	5	0	0	0	5	0

利用者年齢別人員

区 分	合 計	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	90 歳代
合 計	26人	0	1	1	5	1	13	5	0
場内作業	21	0	0	1	2	0	13	5	0
場外作業	5	0	1	0	3	1	0	0	0

子ども発達支援センター ゆりのき

所在地 明石町12-1

☎ (3545) 9844 FAX (3545) 9660

構 造 地上6階地下1階建て（中央区保健所等複合施設）の3階部分

延べ面積 1,565.75㎡

子ども発達支援センター ゆりのきは、発達障害のあるなしにかかわらず、子どもの発達や育ちの相談ができ、必要な支援につなげるとともに、適切な療育を実施する拠点として、こどもの発達相談ならびに「児童福祉法」に定める児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援および障害児相談支援を実施している。また、「中央区育ちのサポートシステム」の推進などを行うことにより、子どもと保護者の福祉の増進を図っている。

こどもの発達相談

1 相談・療育

0歳から高校生まで（新規相談は、原則として就学前まで）の子どもの発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長に合わせ、適切な支援・療育を行っている。

相談・療育利用状況（令和5年度）

内 容	件 数	内 容	件 数
合 計	10,356	カンファレンス	3,393
理学療法	731	区単独親子支援事業	32
作業療法	1,006	保健相談	54
言語療法	962	生活進路	2,278
心理面接	1,817	専門医相談	83

2 通所児訪問

心理士などが、子ども発達支援センターに通所している児童の在籍する区内保育所などを巡回し、発達に関する相談・支援を行っている。

通所児訪問利用状況（令和5年度）

	合計	区立保育所・認定こども園	私立保育所・認定こども園	認証保育所
訪問回数	149回	41	102	6
件数	182件	51	125	6

障害児通所支援

1 児童発達支援

発達遅滞などの障害のある児童、またはこうした障害があると思われる児童に、小グループでの遊びや課題を通して、基本的生活習慣・運動機能や人との関わる力を育てるための支援を行っている。

令和5年度利用者 延べ871人

児童発達支援（幼児室）利用状況

（令和5年度）

	合 計	発達遅滞	知的障害（※1）	身体障害（※1）	重複障害（※2）	その他
計	31人	27	2	0	2	0
男	24	20	2	0	2	0
女	7	7	0	0	0	0

（※1）障害者手帳を保持している方

（※2）知的障害者手帳・身体障害者手帳を保持している方

・給食提供

児童の健全な発育や健康な生活の基本としての食を営む力の育成を目的とし、平成30年度から食事の提供を行っている。

令和5年度提供実績 466食

2 放課後等デイサービス

小学生から高校生までの医療的ケアが必要でない障害のある児童に対し、放課後や夏休みなどに居場所づくりの支援を行っている。令和6年4月から、専修学校などに就学している障害児も利用対象となった。

放課後等デイサービス利用状況

（令和5年度）

	合 計	小学生	中学生	高校生等
登録者数	83人	45	17	21
利用件数	2,858件	1,582	608	668

3 保育所等訪問支援

相談員が保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などを訪問し、児童が集団生活に適応することができるよう職員に対し専門的な支援を行っている。

令和5年度利用者数 76人、延べ訪問回数 118回

障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害児や保護者に対し、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、支援計画を作成し、情報提供や各機関との連絡調整などの相談支援を行っている。

令和5年度利用者 新規延べ262人、モニタリング延べ760人

送迎ワゴン車の運行

児童発達支援および放課後等デイサービスを利用している児童に、平成30年度から送迎ワゴン車（車いす乗車用スロープ付き）を運行している。

令和5年度利用実績 3,047件

きょうだい児一時預かり

こどもの発達相談または児童発達支援を利用している児童のきょうだい児（生後7カ月から就学前まで）の一時預かりを平成30年度から実施している。

令和5年度利用者 延べ79人

「中央区育ちのサポートシステム」の推進

「育ちに支援を必要とする子ども」に対して、必要な支援につなげ適切な療育を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うための体制（中央区育ちのサポートシステム）づくりを推進している。

1 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立

障害児支援に対する経験や知識のある福祉・保健・教育の人材をコーディネーターとして配置し、相談支援や調整、連携体制づくりを推進するなど、子ども発達支援センターが拠点・中心となり関係機関と連携を図っている。

コーディネーター業務（令和5年度）

内容	合計	所内 会議	相談 業務	関係機関 連絡	地域 支援
件数	1,900件	51	794	957	98

2 「育ちのサポートカルテ」の運用

発達の特性に応じた支援を提供するため、各関係機関が支援情報を記入した「育ちのサポートカルテ」を作成し、子ども発達支援センターが管理することで、就学などのライフステージの切り替え時に、支援の一貫性が途切れないようにしている。

令和5年度運用実績 186人

3 早期発見・早期支援の充実

(1) ゆりのき連携発達相談

保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、平成30年度から心理士およびコーディネーターを派遣し、子どもの支援の必要性を直接把握している。

令和5年度実績 相談27件、紹介22件

(2) 保育園巡回相談

心理士などが区内保育所などを巡回し、在園児の発達に関する相談・支援を行っている。

保育園巡回相談利用状況（令和5年度）

	合計	区立保育所・ こども園	私立保育所・ こども園	認証 保育所
訪問回数	438回	102	317	19
件数	737件	191	517	29

4 発達障害に対する理解の促進

発達障害に関する正しい知識を普及するため、講演会やリーフレットの配布などを行っている。

令和5年度講演会参加人数 46人

社会福祉法人 中央区社会福祉協議会

所在地 八丁堀4-1-5

☎ (3206) 0506 FAX (3206) 0601

ホームページアドレス <https://www.shakyo-chuo-city.jp/>

Eメールアドレス kakehashi@shakyo-chuo-city.jp

中央区社会福祉協議会は、昭和28年5月9日任意団体として設立され、昭和37年9月4日社会福祉法人の認可を得た。

地域福祉の推進を図ることを目的として、地域住民や町会・自治会、行政、企業などさまざまな方の参加をいただき、福祉サービス事業の企画および実施、各種生活支援、ボランティア活動の振興などを行っている。

会員の状況（会費の額） 令和6年3月31日現在

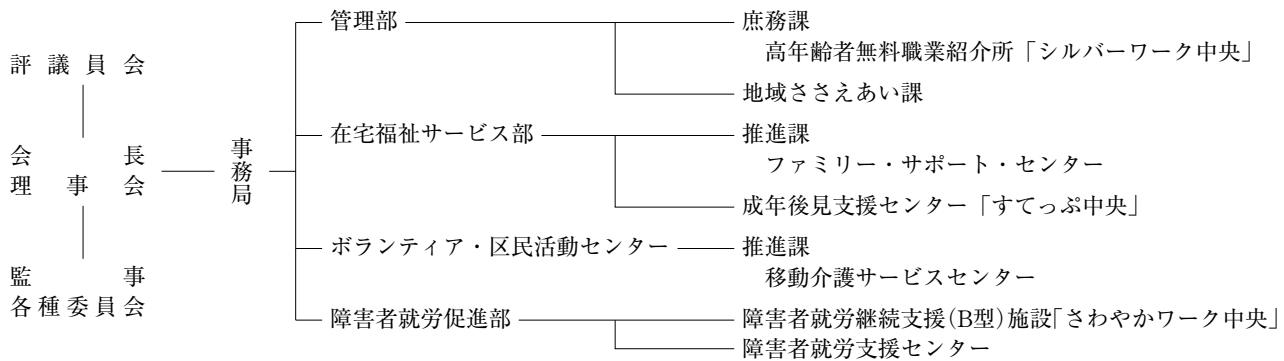
個人会員（年額1,000円以上） 912人

団体会員（年額3,000円以上） 148団体

法人会員（年額10,000円以上） 35法人

賛助会員（年額5,000円以上） 13人

会員合計 1,108



会 長 中野 耕佑

副 会 長 松岡 誠一郎、角山良敬

副会長兼常務理事（事務局長） 古田島 幹雄

管理部

庶務課

☎ (3206) 0506 FAX (3206) 0601

E メールアドレス shomuka@shakyo-chuo-city.jp

1 広報事業

(1) 広報紙「中央区社協だより（かけはし中央）」の発行
本会の活動内容を広く周知し、より多くの方の理解と協力を得るために広報紙による情報提供を行っている。

発行 年5回（4・6・9・11・1月）

(2) ホームページの運営

ホームページ、Facebook（フェイスブック）の運営により迅速な情報提供を行っている。

2 イメージキャラクター「ニジノコ」の活用

イメージキャラクター「ニジノコ」を広く周知し、本会への親近感を深めるため、着ぐるみキャラクターの地域イベントへの参加やキャラクターグッズの作成などを行っている。

3 福祉関係物故者・戦争殉難者^{うら}盂蘭盆法要

区内の福祉関係物故者ならびに戦没者・戦争殉難者の法要を中央区遺族会との共催により、築地本願寺の後援を得て実施している。

令和5年度開催日 7月3日 参列者138人

4 各種助成および贈呈

福祉団体・福祉施設などに対し事業費などを助成している。また、低所得世帯の入進学児童・生徒へ商品券を贈呈している。

5 高齢者クラブ連合会慰安大会の後援

中央区高齢者クラブ連合会が実施している慰安大会を後援している。

6 生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金の貸し付け

金融機関や公的貸付制度からの借り入れが困難な世帯に対して、経済的自立と生活の安定を図ることを目的に資金

の貸し付けを行っている。

資金の種類

(1) 生活福祉資金

①福祉資金

療養費、転居費用、緊急時の小口資金などの貸し付け
令和5年度貸し付け決定 5件

②教育支援資金

高校・専門学校・大学などの入学費用や授業料の貸し付け
令和5年度貸し付け決定 3件

③総合支援資金

失業や減収により生活に困窮した世帯に対する生活費、転居費用などの貸し付け
令和5年度貸し付け決定 なし

④不動産担保型生活資金

自己所有の不動産や家屋に住み続けることを希望する高齢者世帯に対する、不動産を担保とした生活資金の貸し付け
令和5年度貸し付け決定 なし

(2) 臨時特例つなぎ資金

住居を喪失した離職者が公的給付などを受けるまでの生活費の貸し付け
令和5年度貸し付け決定 なし

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付

令和4年9月末にて貸付終了

7 ひとり親職業訓練貸付事業

ひとり親家庭の親の就職を促進し自立を図ることを目的に、就職に有利な資格が取得できる養成機関の入学準備金と、取得した資格を生かした就職時の準備金の貸し付けを行っている。

令和5年度貸し付け決定 入学準備金 1件 500,000円
住宅支援資金 1件 480,000円

8 受験生チャレンジ支援貸付

一定所得以下の世帯の子どもの進学を支援するため、中学校3年生および高校3年生の学習塾などの受講費用ならびに高校・大学などの受験料の貸し付けを無利子で行っている。貸付金は、高校・大学などへ入学した場合、返済が免除される。

貸付限度額	学習塾等受講料	200,000円
	大学等受験料	80,000円
	高校受験料	27,400円

令和5年度 65件 7,870,500円

9 自動販売機の設置

自動販売機を設置し、その収益を本会の地域福祉事業の財源としている。

設置台数 60台

10 駐車場の運営

駐車場を1カ所運営し、その収益を本会の地域福祉事業の財源としている。

所在地 日本橋浜町3-29-5

11 共同募金事業の実施

(1) 歳末たすけあい募金

共同募金の一環として、町会・自治会・民生委員協議会などの協賛団体や法人・団体および個人の協力を得て、歳末たすけあい（中央区地域福祉推進）募金を実施している。

募金は、在宅の寝たきり高齢者を介護している方や心身障害児の保護者、交通遺児などへの見舞金の他、福祉団体・施設などへの助成や地域の支え合い活動の支援など、地域福祉推進のための活動費として活用している。

募金運動期間 12月1日～31日

令和5年度募金額 9,683,649円

(2) 赤い羽根共同募金

相互扶助の精神を基調とする民間運動で、区内地域団体（町会・自治会）の代表者が協力員となって共同募金中央地区協力会を組織し、運営しており、本会では事務局としてこの運動に協力している。

募金は、区内の民間福祉施設（団体）などに配分される。

募金運動期間 10月1日～12月31日

令和5年度募金額 2,956,578円

(3) 配分推せん委員会

「歳末たすけあい募金」と「赤い羽根共同募金」の配分について地域福祉のニーズを反映するため、「配分推せん委員会」を配置し、両募金の配分について調整、審査、東京都共同募金会への推薦などの業務を行っている。

本会では事務局として委員会の業務に協力し、共同募金運動を一体的に実施している。

地域ささえあい課

☎ (3523) 9295 FAX (3206) 0601

Eメールアドレス sasae@shakyo-chuo-city.jp

地域で発見された生活課題の解決に向けて、地域の社会資源（情報・人・場所）の開発やさまざまな主体のネットワークづくりを行うためのコーディネーターを設置している。

1 地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター

地域福祉コーディネーターは社会的孤立の解消に向けた地域づくり、複合的な生活課題を抱えた世帯に対する居住地域での支援などを行っている。生活支援コーディネーターは高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの創出、関係者間の協働を促進する仕組みづくり、ボランティアの養成などを行っている。

令和5年度 個別支援ケース数 59件

支援回数 1,955回

地域支援ケース数 76件

支援回数 2,739回

2 おとなりカフェ・ちょこっと相談会

誰でも気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら交流できる地域の居場所「おとなりカフェ」と、個人の困りごとから地域の課題まで、社会福祉協議会の職員が相談に応じる「ちょこっと相談会」を同時開催している。

令和5年度おとなりカフェ・ちょこっと相談会実績

(1) 開催回数 140回

(2) 来場者数 1,571人

(3) 相談件数 141件

(4) 会場 聖路加健康ナビスポット：るかなび、喫茶アラジン、多世代交流スペース「はまるーむ」、勝どきデイルーム

(5) 参加費 カフェ利用料として100円（相談料は無料）

3 場づくり入門講座

地域に必要な居場所づくりのノウハウを学び、具体的な取り組みについて企画・立案を行う連続講座を実施している。

令和5年度 受講者数26人 延べ参加者数82人

4 ささえあいサポーター養成講座

地域で不安や悩みを抱えた人たちに気づき、必要な支援へとつなぐ担い手を養成する講座を実施している。

令和5年度 延べ参加者数28人

5 グリーフサポート入門講座

地域で孤立しがちな方の背景にあるグリーフ（身近な人を亡くした悲しみや喪失感）について学び、区民同士の支え合い活動へと生かすための講座を実施している。

令和5年度 延べ参加者数22人

6 いきいき地域サロン

高齢者や障害のある方、子育て中の方などが、住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、自

主的・自発的に地域でサロン活動を行う団体を支援している。

登録団体数 16団体

7 ふれあい福祉委員会

高齢者や障害のある方をはじめ、誰もが地域の中で孤立することなく自立した生活を送ることができるよう、町会などの近隣住民が支え合い、助け合う、小地域福祉活動を支援している。

設置数 15委員会

8 中央区地域支えあいづくり協議体

高齢者の介護予防・孤立防止のためのネットワーク構築に取り組む協議体を運営している。

(1) 委員構成 行政、おとしより相談センター、民生・児童委員、生活支援コーディネーターなど15人

(2) 開催回数 令和5年度 2回

9 支えあいのまちづくり協議体

身近な地域で高齢者の介護予防・孤立防止のための支えあいの仕組みづくりに取り組む協議体を、京橋・日本橋・月島の3地域に設置・運営している。

開催回数

- ・京橋地域 4回
- ・日本橋地域 4回
- ・月島地域 4回

10 地域生活一時資金貸付事業

住居などが管理不全な状態にあり、生活の質が著しく低下している方の生活環境の改善に必要な費用の一部貸し付けを行っている。

- ・貸付内容 (1) ゴミ処分費(1件につき上限200,000円)
- (2) その他生活環境改善に必要な費用(上限30,000円)

令和5年度 貸付件数 0件

11 地域の居場所づくり助成

地域住民のための居場所づくりを目的とした取り組みに対し、必要な費用の助成をしている。

令和5年度 助成件数 4件

高年齢者無料職業紹介所「シルバーワーク中央」

所在地 八丁堀3-17-9 京華スクエア1階

☎ (3551) 9200 FAX (3553) 5531

仕事を探すおむね55歳以上の方を対象とした高年齢者無料職業紹介所。就業に関する各種相談にきめ細かく応じ、フルタイムからパートタイムまで雇用全般の各種求人情報を用意して紹介を行う。窓口相談や応募時のアドバイスに加え、セミナーや面接会などイベントも適宜実施している。

令和5年度実績

求職者		
合計	新規	再来
1,652人	742	910

就職者	就職率	求人開拓	
		件数	延べ人数
123人	16.6%	2,258件	5,069人

◎就職率＝就職者／新規求職者

在宅福祉サービス部

推進課

☎ (3206) 0603 FAX (3523) 6386

Eメールアドレス zaitaku@shakyo-chuo-city.jp

1 虹のサービス(区民どうしのたすけあい家事サポート)
区民どうしの助け合いを基盤とした会員制のサービスで、高齢・障害・産前産後の方などで家事のサポートなどを必要としている利用会員と、18歳以上でサポートが可能な協力会員のコーディネート(調整)を行っている。

(1) サービスの内容

協力会員が利用会員の自宅や病院、施設で掃除、洗濯、買い物、食事の支度、外出の付き添い、見守り、話し相手、車いすでの移動介助などのサポートを行っている。

(2) 会費・利用料金・謝礼金

利用会員年度会費	年度額	2,400円
利用会員が負担する利用料金	1時間	800円
協力会員に支払われる謝礼金	1時間	800円

(3) 会員の状況(令和6年3月31日現在)

利用会員 107人

協力会員 159人

2 高齢者食事サービス

食事の買い物や調理が困難な1人暮らし・高齢者のみの世帯・日中独居の高齢者のいずれかに該当する70歳以上の方(要介護・要支援に認定された方は65歳以上の方)に対し、食生活の向上および安否確認のため、昼食・夕食の配食を行っている。業者による一般食、特別食(エネルギー調整食、たんぱく質調整食)配食の他、一部の地域では食事サービス協力員による配食も行っている。

利用者の状況(令和6年3月31日現在)

利用者数 395人

令和5年度総配食数 85,600食

3 会食と交流事業「ほがらかサロン」

外出の機会や地域の方との交流が少ない高齢者を対象に、家庭的な雰囲気の中で手作りの食事の提供や歓談、健康体

操、レクリエーションなどを実施している。

- (1) 対 象 70歳以上で原則デイサービスなどを利用していない方
- (2) 定 員 1カ所15人
- (3) 実 施 日 毎月各開催場所1回
- (4) 場 所 日本橋社会教育会館（第2木曜日）
男女平等センター「ブーケ21」（第3木曜日）
シニアセンター（第4木曜日）
月島社会教育会館（第4木曜日）
- (5) 令和5年度参加者数 延べ552人
- (6) 参 加 費 697円（食事代）

4 ひとり親家庭日帰りバス研修

ひとり親家庭を対象に、相互の交流やレクリエーションを兼ねた研修を中央区ひとり親家庭福祉協議会との共催により実施している。

- 令和5年度実施日 7月30日（日）
- 場 所 千葉県富津市、木更津市方面
（マザー牧場・海ほたる）
- 参加者 27世帯61人

5 車いす・シルバーカーの貸し出し

歩行が不自由な高齢者や障害のある方に対し、車いすやシルバーカーの一時的な貸し出しを行っている。また、来所が困難な方には、タクシー会社と提携して車いす・シルバーカーの搬送サービスも併せて行っている。

令和5年度実績

	保有台数	貸出件数	搬送サービス
車いす	177台	606件	44件
シルバーカー	30	21	7

6 ハンディキャブの貸し出し

車いす利用者などを対象にハンディキャブ（車いすに乗ったままで乗降できるリフト・スロープ付き自動車）の貸し出しや運転ボランティアの紹介を行っている。

- 令和5年度貸出件数 258件
- ファミリー・サポート・センター**
- ☎（3206）0120 FAX（3523）6386
- Eメールアドレス family@shakyo-chuo-city.jp
- 子育ての手助けを必要とする方と子育ての手助けができる方が会員となり、保育施設の送り迎えや一時的な保育など手助けが必要となった場合に、会員相互で支え合う地域での子育て支援を行っている。

1 会員の状況（令和6年3月31日現在）

- 依頼会員 1,720人
- 提供会員 254人
- 両方会員 92人

2 提供会員の謝礼金

- 平日の午前7時～午後8時 1時間 800円
- 平日の上記以外の時間および土・日曜日、祝日、年末年始 1時間 1,000円

成年後見支援センター「すてっぷ中央」

- ☎（3206）0567 FAX（3523）6386
- Eメールアドレス step@shakyo-chuo-city.jp
- 高齢者や障害のある方の自立生活を支援するため、成年後見制度の利用支援、福祉サービスの利用援助や利用料の支払い、日常的な金銭管理、重要書類の預かりなどの支援を行っている。

1 成年後見支援事業

判断能力が不十分な高齢者・障害のある方などが、地域で安心して暮らせるよう、後見人などが財産管理や身上保護を行う成年後見制度の利用を支援している。

(1) 一般相談・福祉法律相談

- 成年後見制度に関する相談をはじめ、高齢者や障害のある方の福祉サービス利用などに関する相談を行っている。
- また、成年後見制度や遺言・相続に関する問題、高齢者や障害のある方の権利侵害に関する相談などに専門の弁護士が対応している。

- 令和5年度 一般相談 2,428件
- 福祉法律相談（弁護士） 16件

(2) 成年後見申し立ての支援

成年後見制度の申し立てが必要な方に対し、適切な後見人等候補者の紹介、申し立て同行や書類作成などの支援を行っている。

- 令和5年度 候補者等紹介件数 36件
- 申し立て手続き支援件数 16件 合計52件

(3) 費用等助成

- 所得や資産が少ない方でも成年後見制度を利用できるよう、後見報酬費用などの助成を行っている。
- 令和5年度 後見報酬助成 7件 1,629,895円
- 申し立て費用助成 3件 161,984円
- 申し立て書類作成費用助成 3件 373,700円

(4) 普及啓発

成年後見制度について幅広く周知し、理解を深めるため、相談会や講座、講演会などを開催している。

- 令和5年度 講座など 14回開催 参加者 延べ200人、出前講座 6回開催 参加者 延べ122人

(5) 区民後見人（社会貢献型後見人）の養成・支援

- ・区民後見人（社会貢献型後見人）養成研修の実施
親族や専門職（弁護士など）以外の区民で後見人を目指す方を対象とした講習会を実施している。

- 令和5年度 受講者数2人
- ・区民後見人（社会貢献型後見人）に対する後見監督
区民後見人の活動に対して本会が後見等監督人を委任している。

令和5年度 監督人受任件数

3件（後見 1件・保佐 2件）

(6) 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会

成年後見制度利用促進事業の理解促進を図るとともに、専門職団体や地域の関係者との連携を強化し、権利擁護が必要な方を早期に発見して適切な支援につなげる体制を強化するため、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催している。

令和5年度 開催回数 2回

参加者 延べ56団体 延べ81人

2 権利擁護支援事業

高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービス利用手続きの支援や財産の保全、金銭管理などのサービスを実施している。

(1) 一般相談

権利擁護に関わる相談を中心に、福祉サービスの情報提供や日常的な相談業務を行っている。

令和5年度相談など件数 888件

(2) 財産保全・管理サービス

意思能力のある高齢者および障害のある方を対象として、次のサービスを行っている。

・財産保全サービス

利用者の定期および定額預貯金通帳、不動産権利証などの重要な書類を本会が契約している金融機関の貸金庫に保管している。

利 用 料 月額1,000円

契約者数 2人（令和6年3月31日現在）

・財産管理サービス

預貯金の出し入れや公共料金、福祉サービス利用料などの支払い手続きなどを行っている。

利 用 料 1回1時間まで1,000円

契約者数 18人（令和6年3月31日現在）

(3) 福祉サービス利用援助事業

軽度の認知症高齢者、知的障害のある方および精神障害のある方を対象に、福祉サービス利用援助や金銭管理、書類等預かりサービスを行っている。

利 用 料 1回1時間まで1,000円

書類等預かりサービスは月額1,000円

契約者数 31人（令和6年3月31日現在）

なお、相談以外のサービスにかかる利用料について、住民税非課税者は500円を減額し、生活保護受給者・準ずる方は全額免除している。

ズに行われるよう、ボランティアや地域福祉活動に関する相談、情報提供、ボランティアの登録およびコーディネートなどを行っている。

1 ボランティア活動（令和6年3月31日現在）

個人ボランティア登録数 81人

ボランティア団体登録数 47グループ 984人

コーディネート人数 延べ237人

2 ボランティア・地域活動情報の発信

ボランティア活動やさまざまな地域の活動を発信するため、ボランティア情報紙「キャッチボール」を毎月発行している他、インターネットを利用し情報を発信する『中央社協の「まちひととサイト」』を運営している。

3 ボランティア講座

ボランティア活動に関心のある方に対し、講座を実施している。

令和5年度 3講座

参加者数 延べ100人

4 福祉体験講座

福祉講座、車いす・アイマスク・シニア・手話・点字体験などを希望する団体などに福祉体験講座を実施している。

令和5年度 学校 27回（43講座）、その他 8回（8講座）

5 夏休み福祉・ボランティア体験講座「イナっこ教室」

区内小・中学校の児童・生徒などを対象に、福祉やボランティア活動への理解と関心を高めることを目的として、夏休み福祉・ボランティア体験講座を実施している。

令和5年度 65活動（活動延人数 303人）

6 社会貢献企業・NPO法人などとの協働促進

中央ぶらねっと（中央区社会貢献企業連絡会）をはじめとした区内企業やNPO法人などとの協働を促進し、社会貢献活動やボランティアの普及活動などに取り組んでいる。

中央ぶらねっと参加企業 3社

7 ボランティア団体などへの助成

ボランティア活動の推進を図るため、登録ボランティア団体などに活動費を助成している。

令和5年度助成件数 21団体

8 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障害のある方などに、登録手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っている。

また、必要に応じ東京手話通訳等派遣センターの登録手話通訳者・要約筆記者の派遣も行っている。

利用登録者24人（令和6年3月31日現在）

ボランティア・区民活動センター

☎（3206）0560 FAX（3206）0601

Eメールアドレス vc@shakyo-chuo-city.jp

ボランティア・区民活動センターは、各種活動がスー

令和5年度実績

		派遣延べ件数	延べ利用時間
本会からの派遣	手話通訳者 22人	189件	562時間
	要約筆記者 3	26	59
東京手話通訳等派遣センターへの委託による派遣	手話通訳者	12	29
	要約筆記者	31	92

9 災害ボランティア支援事業

平成19年3月に締結した区との協定に基づき災害時などに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れを円滑に行うため、災害ボランティア講座や災害ボランティアセンター運営訓練の実施、ボランティア用資器材の整備など、災害応急支援態勢の強化を図っている。

また、被災地でのボランティア活動を行う区民などに対し、ボランティア活動を安心して行ってもらえるよう、ボランティア保険の保険料を全額助成している。

移動介護サービスセンター

☎ (3206) 0508 FAX (3206) 0601

E メールアドレス ido@shakyo-chuo-city.jp

外出時に介護者を必要とする視覚障害のある方および知的障害のある方で、区から障害福祉・地域生活支援サービス受給者証の交付を受けた方のうち、本センターと利用契約を締結した方に対して、移動介護サービスを提供している。

移動介護ヘルパー 19人

令和5年度 利用件数 486件 (1,609.5時間)

利用契約者数 17人

障害者就労促進部

所在地 東日本橋 2-27-12

障害者就労継続支援 (B 型) 施設「さわやかワーク中央」

☎ (3865) 3661 FAX (3865) 3662

E メールアドレス sawayaka@shakyo-chuo-city.jp

「障害者総合支援法」で定められた通所型福祉サービスの一つで、働く意欲がある障害のある方に対し、就労機会を提供するとともに、一般企業などへの就労や生活を豊かにするために必要なスキルや社会性の習得を支援している。

1 サービス内容

- (1) 施設内での軽作業、公園清掃や企業清掃、区役所での封入等作業（施設外就労）などの福祉的な就労機会の提供および事業収入に基づく工賃の支給
- (2) 就労に向けた作業、実習などの機会提供
- (3) 個別支援計画に基づく就労および生活の質の向上に必要な知識や能力を身につけるための支援

2 利用者

原則として、自力通所が可能な障害のある方で、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方

3 利用定員

20人

4 利用状況（令和6年3月31日現在）

知的障害のある方 15人

身体障害のある方 2人

精神障害のある方 2人

障害者就労支援センター

☎ (3865) 3889 FAX (3865) 3662

E メールアドレス work@shakyo-chuo-city.jp

障害のある方（身体・知的・精神など）の一般企業などへの就労の機会を広げるとともに、就職後も安心して働き続けられるよう、専任のコーディネーターが各種相談に応じ、就労面と生活面の一体的な支援を行っている。

また、地域開拓促進コーディネーターを配置し、障害者雇用の拡大を図っている。

1 利用状況（令和5年度）

区 分	人 数	内 訳
登録者数	269人	身体障害者23人、知的障害者107人、精神障害者139人
就職者数	35人	身体障害者3人、知的障害者11人、精神障害者21人 〔就職先〕 一般企業25人、特例子会社9人、就労継続支援A型1人

2 相談・支援件数（令和5年度）

区 分	件 数	内 容
就労支援	延べ6,020件	職業相談5,452件、就職準備支援79件、職場開拓58件、実習・訓練支援61件、職場定着支援356件、離職調整・離職後支援14件
生活支援	延べ948件	日常生活支援500件、不安・悩みの解消97件、社会生活支援344件、将来設計支援7件
地域開拓	延べ159件	既存企業59件、新規企業54件、関係機関45件、当事者など1件

3 地域開拓促進

障害者雇用への理解と啓発を図るため、本人・家族、企業向けの講演会を開催している。なお、令和5年度はWEB配信および上映会・相談会などを実施した。

令和5年度

障害者雇用セミナー2023「働く・雇用する・支える」

WEB 配信

令和5年12月9日（土）から12月27日（水）まで

再生回数555回

上映会・相談会

令和5年12月9日（土）

場 所 中央区役所8階 会議室

参加者 上映会11名 相談会17名

4 余暇支援事業

障害のある方が終業後に自由に集える場（愛称 ニコニコドットコム）を提供するとともに、就職後の生活面・精神面の支援を継続して行い、障害のある方の職場定着と地域生活の充実を図っている。併せて、生活面のスキル向上を目的とした講座を開催している。

令和5年度 ニコニコドットコム	開催回数	12回
	参加者	延べ224人
スキルアップ講座	開催回数	2回
	参加者	延べ45人

5 中央区就労支援事業所ネットワーク会議

区内の就労支援施設（A型・B型・就労移行支援事業所など）の担当者とネットワークを組み、障害者就労促進を目的に相互の情報交換や啓発を行っている。

令和5年度 開催回数4回

6 指定特定相談支援（障害福祉サービス等利用計画の作成）

主に就労を目指すために障害福祉サービスを利用しようとする方に対し、利用計画を作成するとともに、相談や福祉サービス情報の提供を行っている。また、事業者などと連携し、サービスが円滑に提供されるように連絡や調整を行っている。

令和5年度 契約者数 90人 相談支援など件数 4,493件

公益社団法人 中央区シルバー人材センター

所在地 八丁堀3-17-9 京華スクエア内

☎ (3551) 2700 FAX (5542) 2100

ホームページアドレス <https://webc.sjc.ne.jp/chuo>

Eメールアドレス chuo@sjc.ne.jp

中央区シルバー人材センターは、昭和56年2月18日任意団体のシルバー人材センター中央区高齢者事業団として発足し、同年9月1日、社団法人の認可を得た。

昭和61年10月1日、シルバー人材センターが「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により法制化され、定年退職者などの高年齢者に就業の機会を確保し、組織的に提供する業務を行う指定法人とされたことに伴い、都知事の指定を受けた。

平成2年7月2日、名称を社団法人中央区シルバー人材センターと変更した。

平成20年12月1日、国の公益法人制度改革により、公益法人制度改革関連3法案が施行され、社団法人中央区シルバー人材センターは特例民法法人となったが、将来にわたりシルバー人材センター事業を公益事業として実施・推進していくために、公益社団法人への移行申請を行った。平成22年12月16日に都知事の認可があり、平成23年4月1日から公益社団法人となった。また、平成29年度から労働者派遣事業所の登録を行っている。

シルバー人材センター事業は、本格的な高齢社会を迎える中で、健康で働く意欲のある高齢者などの経験、能力、希望などに応じた多様な就業を援助し、高齢者の福祉の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的としている。

センターの会員は、経験と能力を生かして働く機会を求め、任意的な就業を志向していることから、会員相互の連携を図りつつ、地域社会とのつながりを保つ必要がある。

このような状況のもとにあって、都や区などの指導援助

を受けながら、地域の関係団体などと緊密な連携をとって中央区シルバー人材センターは運営されている。

会 員

区内在住の60歳以上の健康で働くことや社会奉仕活動への意欲をもち、センターの目的に賛同し、その事業を理解している方なら誰でも入会できる。

会員は、自主・自立、共働・共助の理念のもとに、経験、体力、能力に応じて働くとともに、運営にも参画する。

就業のシステム

センターは、事業所、家庭、公共団体などからさまざまな仕事を受注し、会員の希望と経験、体力、能力などを考慮して仕事を提供する。

会員は、主に請負または委任の形式により仕事を引き受け、働いた内容と実績に応じてセンターから配分金の支払いを受ける仕組みである。また、平成30年度から、労働者派遣事業の受注を開始している。

事 業

- 1 臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務（雇用によるものを除く）を希望する会員に、就業の機会を確保し、提供すること。
- 2 高齢者に対する簡易な仕事などに関する知識・技能の付与を目的とした講習などを実施すること。
- 3 社会奉仕活動などを通じて、会員の生きがいの充実および社会参加を推進するための事業を行うこと。
- 4 高齢者の就業に関する情報の収集・提供・調査研究、相談など、就業に必要な業務を行うこと。

組 織

センターは会員の総意で運営され、決定機関として総会があり、事業報告・収支決算報告の承認など、重要な事項は総会の決議による。

また、理事会を構成し、業務の執行を決定する理事は、総会で選任され、そのうち会長・副会長・常務理事は理事会の互選によって決定する。

会長は、センターを代表するとともに業務を統括し、副会長は会長を補佐し、常務理事はセンターの常務を処理する。

名 誉 会 長 山 本 泰 人
会 長 渥 美 哲 夫
副 会 長 橋 谷 正 雪
常 務 理 事 兼 遠 藤 龍 雄
事 務 局 長

会員異動状況

区 分	合計	正会員	特別会員	賛助会員
令和4年度末	742人	707	2	33
入 会	122	119	1	2
退 会	82	73	1	8
令和5年度末	782	753	2	27

正会員年齢別登録状況（令和6年3月31日現在）

年 齢	登 録 会 員		
	計	男	女
計	753人	339	414
60未満	0	0	0
60～64	54	15	39
65～69	122	43	79
70～74	209	89	120
75～79	235	120	115
80以上	133	72	61
平均年齢	74.4	75.4	73.5
最高年齢	—	93	89

正会員年齢別就業状況（令和5年度）

年 齢	登 録 会 員		
	計	男	女
計	589人	255	334
60未満	0	0	0
60～64	33	5	28
65～69	97	34	63
70～74	162	61	101
75～79	194	101	93
80以上	103	54	49
平均年齢	74.4	75.4	73.5
最高年齢	—	93	89

年間就業率（78.2％）

事業実績（請負・委任）

（令和5年度）

区分 発注者		受託 延べ件数	就業人員		契 約 金		
			延べ実人員	延べ日人員	計	配分金	材料費 事務費
総 計		件	人	人	円	円	円
		3,834	8,872	57,605	281,889,409	250,740,426	4,405,297 26,743,686
公共事業		536	3,728	26,383	162,926,082	142,010,160	3,462,777 17,453,145
民間	計	3,260	5,082	31,032	117,912,202	107,892,801	866,858 9,152,543
	企業など	2,166	3,913	27,760	109,807,242	100,547,050	818,028 8,442,164
	家 庭	1,094	1,169	3,272	8,104,960	7,345,751	48,830 710,379
独自事業		38	62	190	1,051,125	837,465	75,662 137,998

事業実績（労働者派遣）

（令和5年度）

区分 発注者		契約件数	受託件数	就業人員		契約金額		
				延べ実人員	延べ日人員	計	賃 金	事務費 (内センター分)
民間企業		件	件	人	人	円	円	円
		17	51	11	968	5,786,674	4,582,880	1,203,794 (664,705)

